

平成 22 年度

一般廃棄物の再生利用・適正処理に関する実態調査業務

報告書

平成 23 年 3 月

平成 22 年度一般廃棄物の再生利用・適正処理に関する実態調査業務

目次

1. 調査の概要	
1.1 調査目的	1
1.2 調査方法	2
2. 「資源ごみ」の持ち去りに関する調査	3
3. 不用品回収業者に関する調査	20
4. 再生利用指定制度の活用状況に関する調査	38
4.9 ヒアリング調査概要	51
4.10 優良事例の紹介	56
【紹介事例その1】静岡県袋井市	57
【紹介事例その2】静岡県磐田市	60
【紹介事例その3】山口県	64
【紹介事例その4】山口県柳井市	71
【紹介事例その5】岐阜県高山市	75
【紹介事例その6】三重県名張市	78
【紹介事例その7】徳島県上板町	86
【紹介事例その8】佐賀県唐津市	94
5. 一般廃棄物の再生利用・適正処理に関する実態調査のまとめ	98
6. おわりに	99
【ヒアリング実施市町村担当課一覧】	100
【資源ごみの持ち去り禁止条例等策定状況一覧】	101

1. 調査の概要

1.1 調査目的

近年、世界的な資源制約の顕在化により、資源小国である我が国では、廃棄物を資源として循環利用するリサイクルの一層の推進を図る必要があるが、一般廃棄物のリサイクル率は 20.5%（平成 21 年度）と頭打ちであり、目標としている平成 24 年度におけるリサイクル率 25%の達成が困難な状況となっている。

一般廃棄物のリサイクルの推進は、住民の理解と協力が不可欠であるが、現在、市町村が分別収集する空き缶、空きびん、古紙等の再生利用が可能な「資源ごみ」が集積場所等から持ち去られる事案が全国的に発生しており、住民の分別協力意識の低下を招いている。

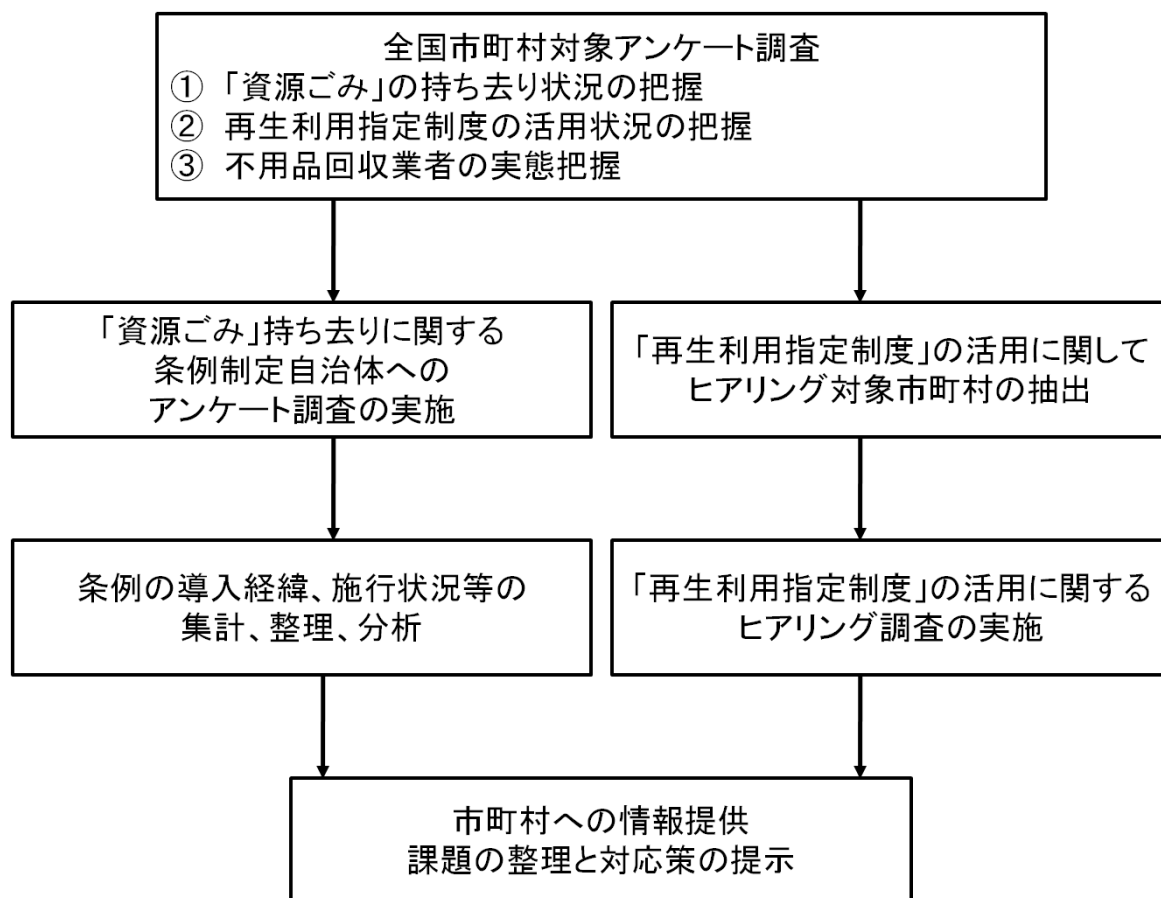
また、近年、一般家庭等から排出される家電製品等の使用済物品を収集、運搬等する者（以下「不用品回収業者」という。）が増加しており、その営業行為に対する苦情や問合せ等が都道府県や市町村に寄せられる事例が見られるが、それらの中には、排出者に費用負担を求める等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に抵触する疑いのあるものも散見される。その結果、適正なりサイクルが阻害されるだけでなく、回収された物品のうち、取引価値のないものが山林や河川、海岸、海上等様々な場所に不法投棄され、環境汚染を引き起こすことも懸念される。

さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）では、再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処理を行う者であって市町村長の指定を受けたものについて一般廃棄物処理業の許可が不要になる制度（以下「再生利用指定制度」という。）が設けられている。再生利用指定制度は、その制度設計等が広く市町村長の裁量に委ねられ、一般廃棄物処理計画に適合する範囲で、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となっており、これが適正に活用される限り、民間事業者を活用したリサイクルを促進するための有効な手段となり得るものであるが、一方では、裁量の範囲の広いことが、制度の導入をちゅうちょさせている側面も否めず、十分な活用が図られているとは言い難い。

以上の諸点を踏まえ、本調査においては、一般廃棄物のリサイクルの促進及び不法投棄防止等の観点から実態調査を行い、市町村への情報提供を行うとともに、課題の整理と対応策の提示等、総合的な検討を行うことを目的とする。

1.2 調査方法

調査方法は、以下のとおりである。



2. 「資源ごみ」の持ち去りに関する調査

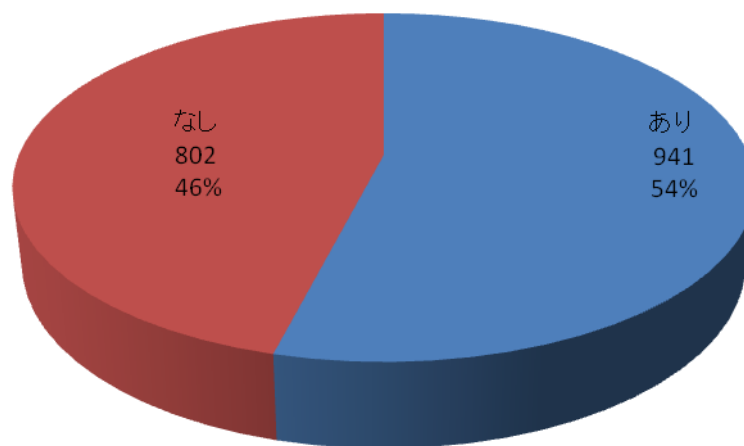
2.1 資源ごみが集積場所から持ち去られる事案の有無

資源ごみが集積場所から持ち去られる事案の有無については、「あり」が 941 市町村、「なし」が 802 市町村であった。

また、事案がある市町村の割合を都道府県単位でみた場合、大阪府や茨城県が高い値を示している。逆に低い値を示したのは、長野県や山形県である。

一部市町村からは「相場による」との回答もあることから、持ち去り事案の発生数は資源物相場にも影響されるといえる。

図 2.1-1 資源ごみが集積場所から持ち去られる事案の有無

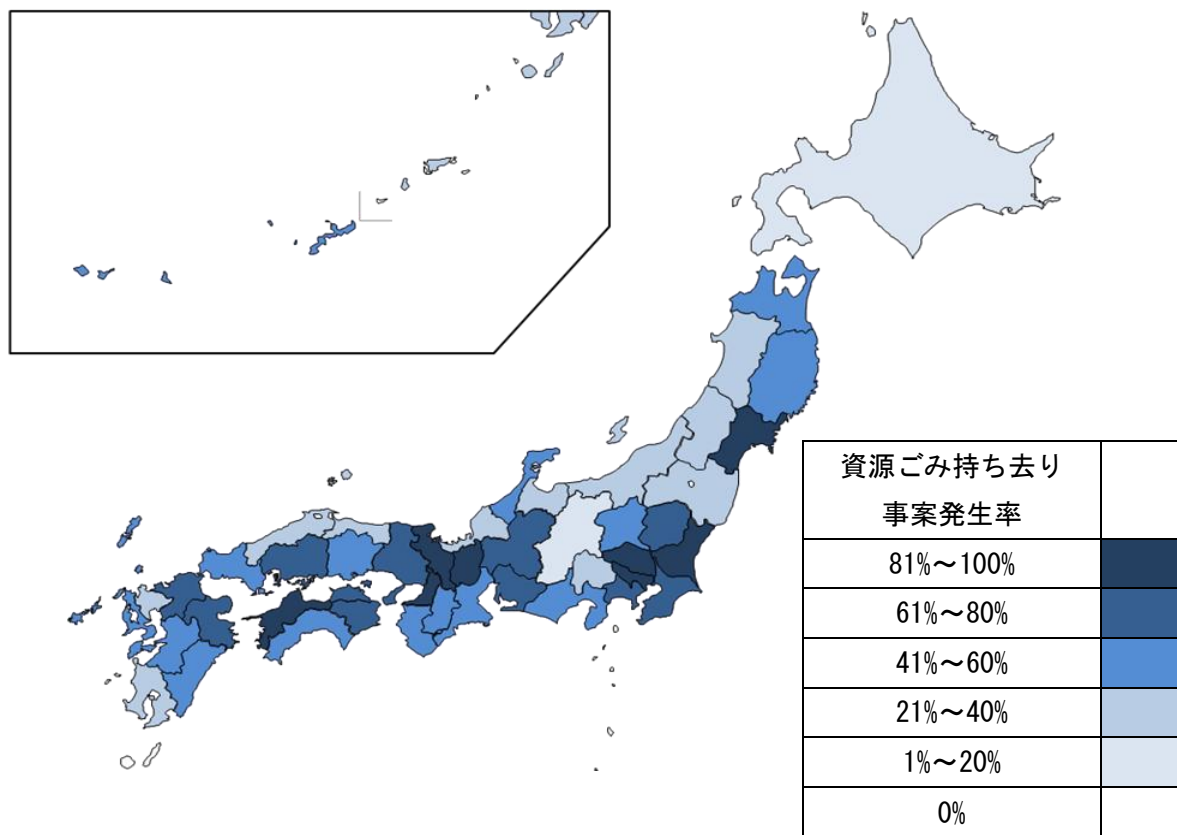


(有効回答数 1,743 市町村)

表 2.1-1 事案数及び発生率（降順）

都道府県\項目	a. 資源ごみ持ち去り事案件数	b. 市町村数 (有効回答数)	事案発生率 a/b×100
大阪府	41	43	95.3%
茨城県	41	44	93.2%
宮城県	30	35	85.7%
愛媛県	17	20	85.0%
滋賀県	16	19	84.2%
京都府	21	25	84.0%
東京都	51	62	82.3%
埼玉県	52	64	81.3%
愛知県	43	57	75.4%
広島県	17	23	73.9%
兵庫県	30	41	73.2%
千葉県	39	54	72.2%
徳島県	17	24	70.8%
大分県	12	17	70.6%
栃木県	19	27	70.4%
福岡県	39	60	65.0%
香川県	11	17	64.7%
神奈川県	21	33	63.6%
岐阜県	26	42	61.9%
三重県	17	29	58.6%
山口県	11	19	57.9%
静岡県	20	35	57.1%
沖縄県	23	41	56.1%
群馬県	18	35	51.4%
奈良県	20	39	51.3%
岡山県	13	27	48.1%
宮崎県	12	26	46.2%
岩手県	15	34	44.1%
高知県	14	32	43.8%
和歌山県	13	30	43.3%
熊本県	18	42	42.9%
長崎県	9	21	42.9%
青森県	17	40	42.5%
石川県	8	19	42.1%
新潟県	12	30	40.0%
島根県	8	21	38.1%
鳥取県	7	19	36.8%
福井県	6	17	35.3%
佐賀県	7	20	35.0%
北海道	62	179	34.6%
鹿児島県	14	43	32.6%
秋田県	8	25	32.0%
山梨県	8	27	29.6%
福島県	16	59	27.1%
富山県	4	15	26.7%
山形県	9	35	25.7%
長野県	9	77	11.7%

図 2.1-2 都道府県別 資源ごみ持ち去り事案発生率分布図



(注1) 都道府県単位で色分けをしているため、一部資源ごみ持ち去り事案のない地域に色がついて
いる場合がある

持ち去られる廃棄物の種類

持ち去られる廃棄物の種類については、空き缶が最も多く 618 市町村で持ち去られており、次いで古紙が 557 市町村で持ち去られている。

空き缶については、取引相場の高いアルミ缶の持ち去りが多く、また古紙については取引相場が比較的
高く、更には軽トラックなどの車両へコンパクトに積み込める新聞紙が多くなっている。

表 2.1-2 持ち去られる廃棄物の種類別市町村数及び割合

項目\種類	空き缶	古紙	金属類 (自転車・ 小型家電)	空きビン	ペット ボトル	古繊維	その他
a. 当該廃棄物の資源 ごみ持ち去り事案が ある市町村数	618	557	153	74	42	38	38
当該廃棄物割合 (a÷941)×100	65.7%	59.2%	16.3%	7.9%	4.5%	4.0%	7.7%

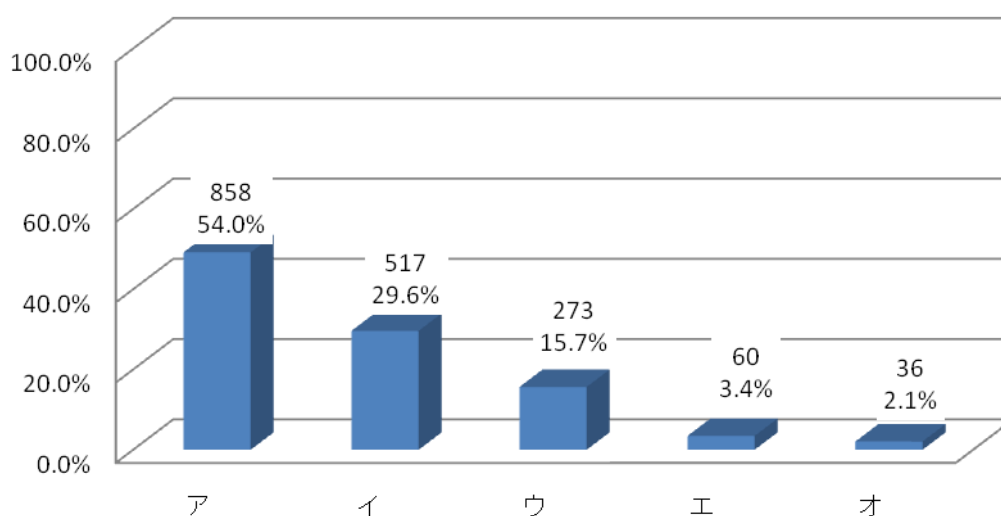
* その他・・・(不燃物・粗大ごみ・バッテリー・乾電池等)

2.2 事案の発覚原因

事案の発覚原因については、監視の目が届きやすい「住民からの通報」が最も多く、次いで機動力のある「収集を行う職員、委託業者からの報告」、「行政のパトロールによる認知」であった。

住民等が持ち去りを発見した場合、行政からは「持ち去り者に対して直接声を掛けない」、「車両のナンバーを控える」などの対応を求めている例が多い。これは、持ち去り者の実態が不明であること(危険人物・組織等)から、住民等と持ち去り者とのトラブルを防ぐためである。

図 2.2-1 事案の発覚原因



[N=1744]

(注1) 複数回答の件数の合計を100%とした

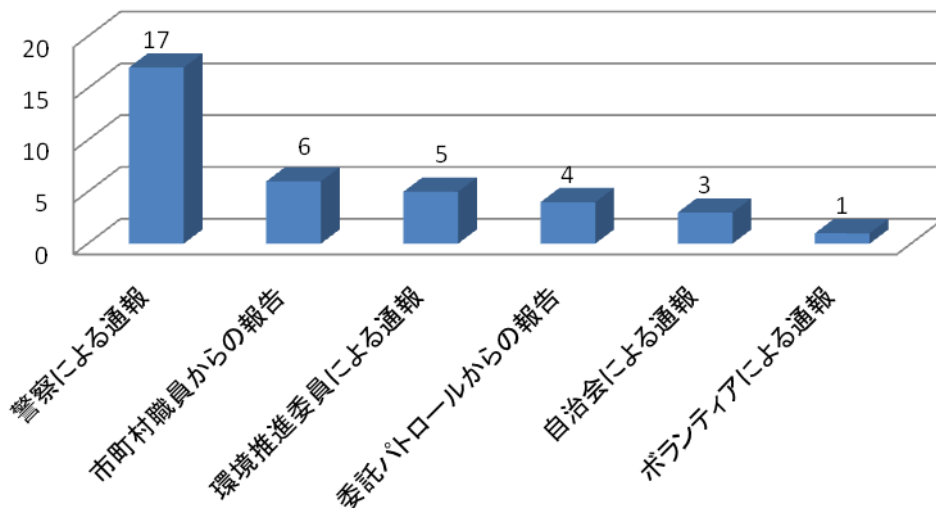
《事案の発覚原因についての回答選択肢(複数回答可)》

- ア 住民からの通報
- イ 収集を行う職員、委託業者からの報告
- ウ 行政のパトロールによる認知
- エ 再生事業者等からの通報
- オ その他

その他の事案の発覚原因について

その他の発覚原因については、「警察による通報」が多く、次いで「市町村職員からの報告（パトロール以外）」であった。

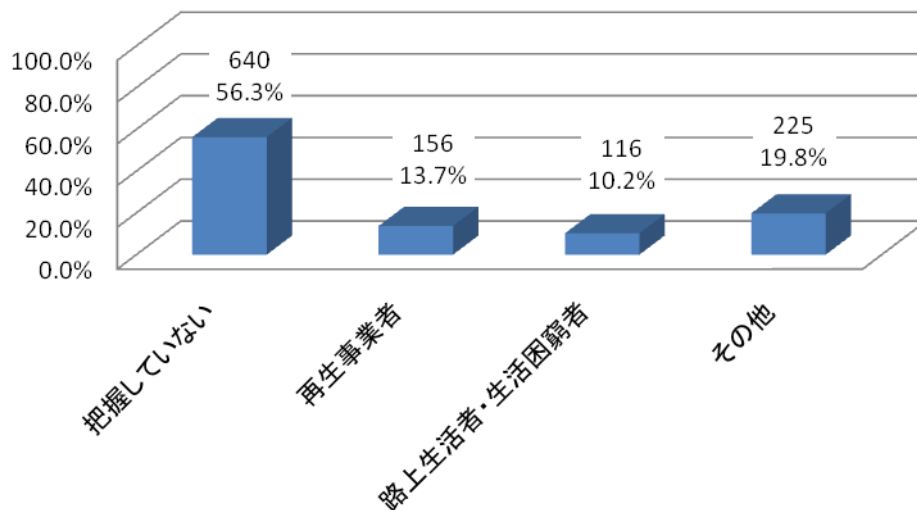
図 2.2-2 その他の事案の発覚原因



2.3 持ち去りを行った者

持ち去りを行った者については、「把握していない」が最も多く、次いで「再生事業者」であった。人目を忍んで持ち去ることや、車両等に会社名が入っていないことが多いことから、持ち去り者の実態把握の難しさがうかがえる。

図 2.3-1 持ち去りを行った者（複数回答可）



[N=1137]

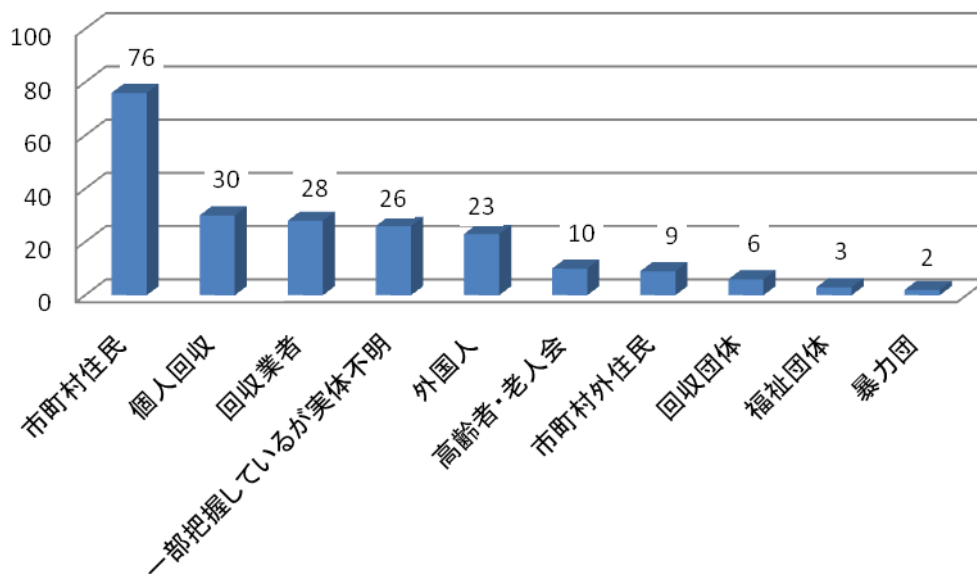
(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

その他の持ち去りを行った者

その他持ち去りを行った者については、「市町村住民」が最も多く、次いで「個人回収」であった。

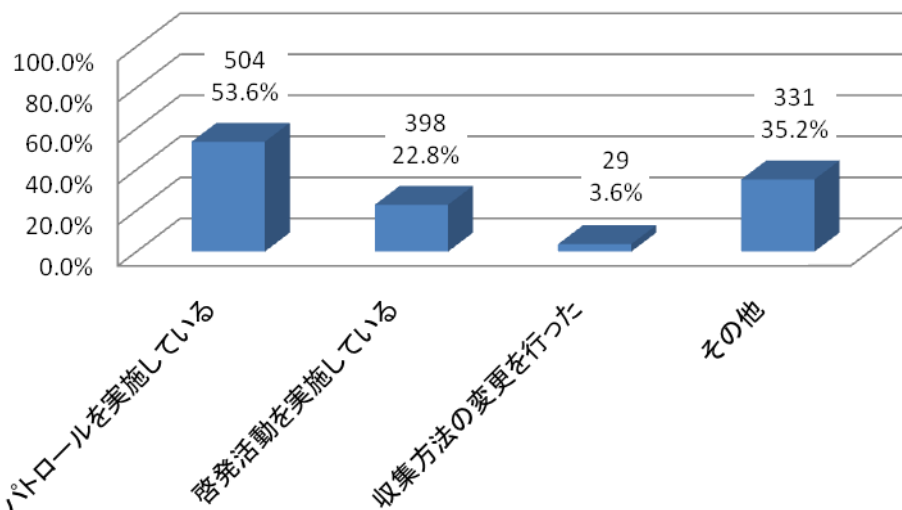
図 2.3-2 その他の持ち去りを行った者



2.4 資源ごみの持ち去りへの対策

資源ごみの持ち去りへの対策については、「パトロールを実施している」が最も多く、次いで「啓発活動を実施している」であった。回収場所や回収時間の収集方法の変更については、場所の選定や住民の同意も必要なことから、対応の難しさを示す結果となった。

図 2.4-1 資源ごみの持ち去りへの対策（複数回答可）



[N=1262]

(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

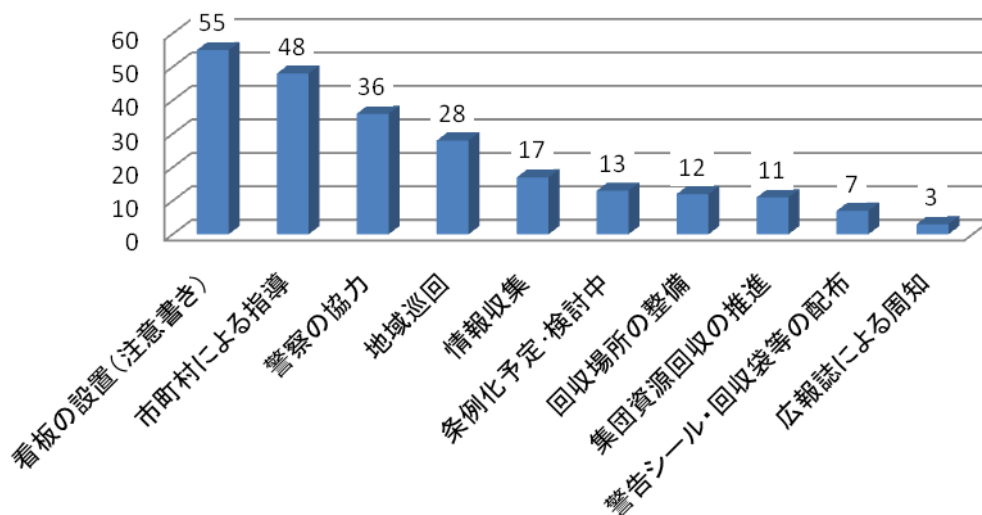
(注 2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

その他の資源ごみの持ち去りへの対策

その他の資源ごみ持ち去りへの対策については、「看板の設置（注意書き）」や「市町村が指導」の件数が多い。

なお、市町村の指導内容の多くは、「本人への口頭指導」であった。

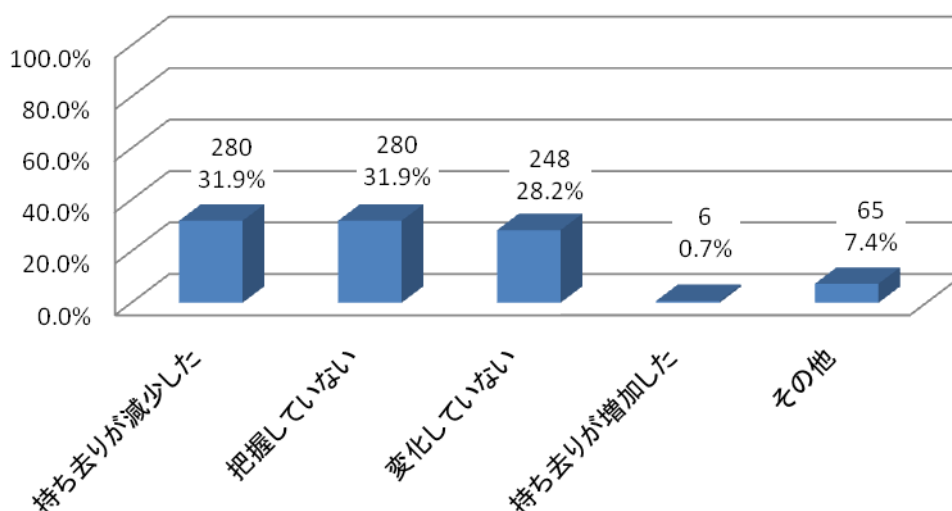
図 2.4-2 その他の資源ごみの持ち去りへの対策



2.5 対策実施後の変化

対策実施後の変化については、「持ち去りが減少した」並びに「変化していない」、「把握していない」がほぼ同じ割合であった。「持ち去りが増加した」と回答したのは1%未満であることから、対策を講じることで一定の効果が得られている。

図 2.5-1 対策実施後の変化（複数回答可）



[N=879]

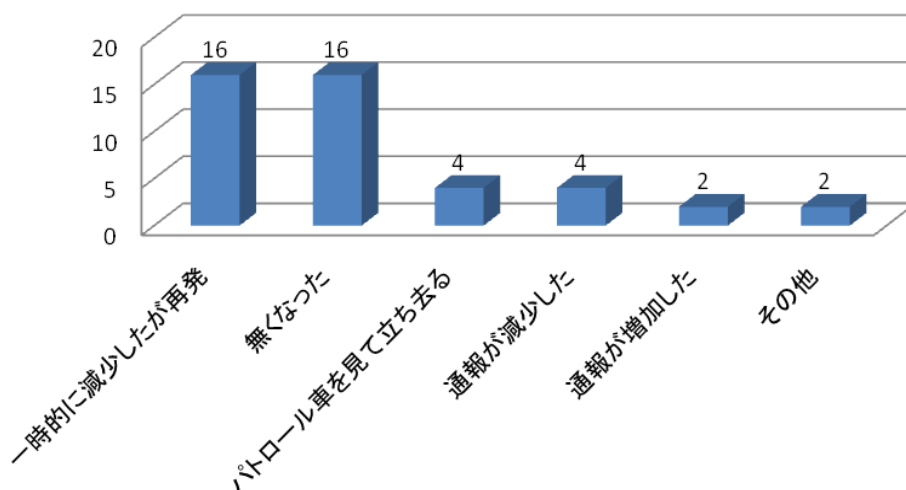
(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

その他の対策実施後の変化

その他の対策実施後の変化については、「一時的に減少したが再発」と「無くなった」の回答が同じ件数で最も多い。

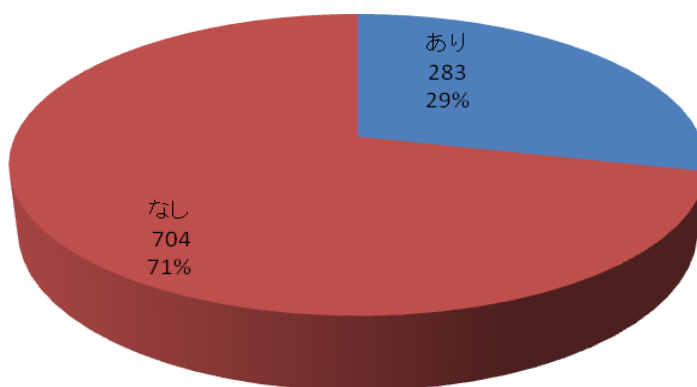
図 2.5-2 その他の対策実施後の変化



2.6 資源ごみの持ち去りを規制する条例等の制定の有無

資源ごみの持ち去りを規制する条例等の制定の有無については、「あり」が 283 市町村、「なし」が 704 市町村であった。

図 2.6-1 資源ごみの持ち去りを規制する条例等の制定の有無



(有効回答数 987 市町村)

資源ごみの持ち去りを規制する条例等の制定がある市町村の割合を都道府県単位でみた場合、最も割合が高い埼玉県をはじめとして、次いで茨城県や山口県の割合が高くなっている。

一方、条例等制定がある市町村の割合が低い都道府県は兵庫県、次いで北海道であった。

条例等の策定状況については、巻末の【資源ごみの持ち去り禁止条例等策定状況一覧】を参考にさせていただきたい。

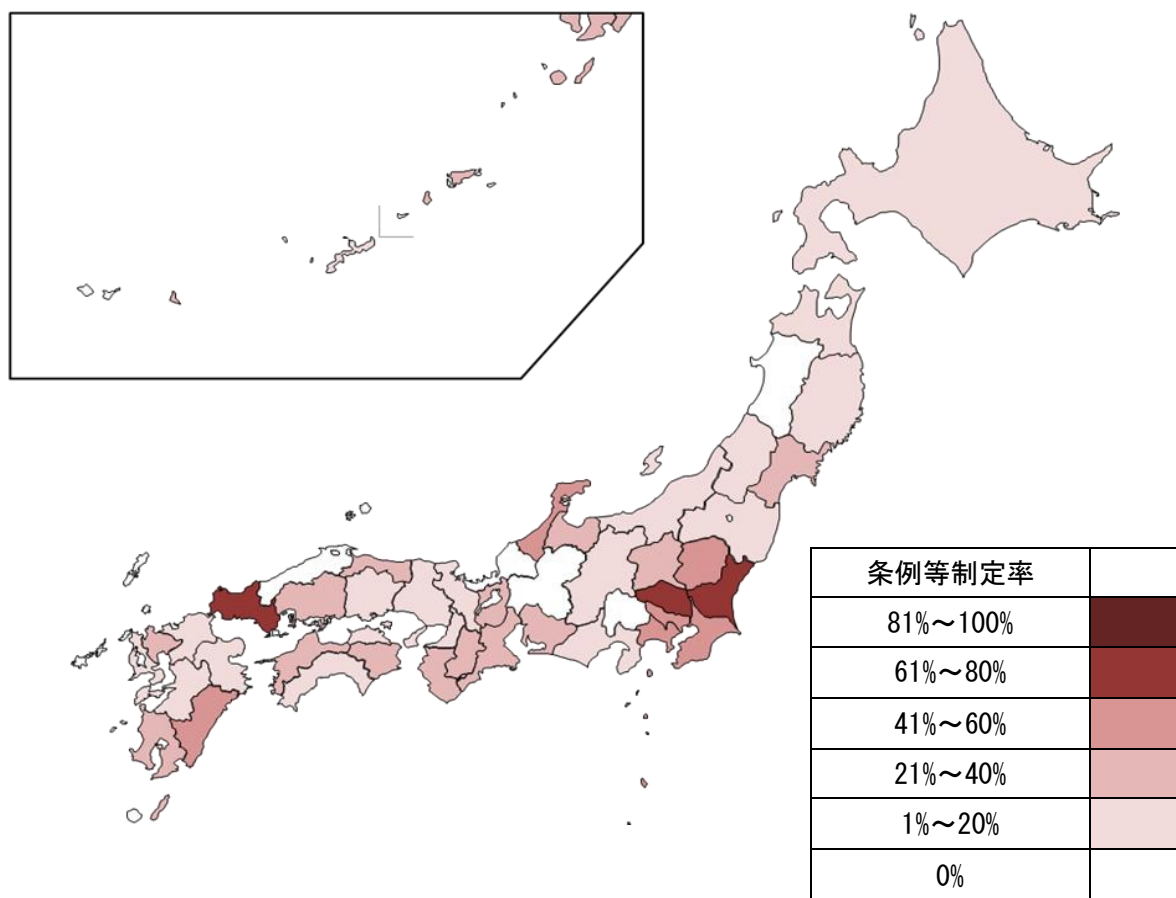
表 2.6-1 条例等の制定がある市町村の割合

都道府県\項目	(A) 各都道府県内 市町村数	条例等の 制定あり	各都道府県内 有効回答数 (全 987 市町村)	都道府県別 回答率	条例等 制定率
埼玉県	64	40	52	81.3%	76.9%
茨城県	44	29	41	93.2%	70.7%
山口県	19	7	11	57.9%	63.6%
宮崎県	26	7	12	46.2%	58.3%
神奈川県	33	12	22	66.7%	54.5%
千葉県	54	21	39	72.2%	53.8%
栃木県	27	10	20	74.1%	50.0%
石川県	19	4	8	42.1%	50.0%
東京都	62	23	52	83.9%	44.2%
宮城県	35	12	30	85.7%	40.0%
奈良県	39	8	20	51.3%	40.0%
広島県	23	7	18	78.3%	38.9%
徳島県	24	6	16	66.7%	37.5%
群馬県	35	7	19	54.3%	36.8%
愛媛県	20	5	17	85.0%	29.4%
三重県	29	5	17	58.6%	29.4%
和歌山県	30	4	14	46.7%	28.6%
鹿児島県	43	5	20	46.5%	25.0%
鳥取県	19	2	8	42.1%	25.0%
佐賀県	20	2	8	40.0%	25.0%
富山県	15	1	4	26.7%	25.0%
滋賀県	19	4	17	89.5%	23.5%
愛知県	57	10	43	75.4%	23.3%
長崎県	21	2	10	47.6%	20.0%
熊本県	45	4	20	44.4%	20.0%
京都府	26	4	21	80.8%	19.0%
高知県	34	3	16	47.1%	18.8%
香川県	17	2	11	64.7%	18.2%
青森県	40	3	17	42.5%	17.6%
福島県	59	3	17	28.8%	17.6%
大阪府	43	7	41	95.3%	17.1%
大分県	18	2	12	66.7%	16.7%
岡山県	27	2	14	51.9%	14.3%
岩手県	34	2	15	44.1%	13.3%
静岡県	35	3	23	65.7%	13.0%
沖縄県	41	3	25	61.0%	12.0%
山形県	35	1	10	28.6%	10.0%
福岡県	60	4	41	68.3%	9.8%
新潟県	30	1	12	40.0%	8.3%
長野県	77	1	12	15.6%	8.3%
北海道	179	4	71	39.7%	5.6%
兵庫県	41	1	30	73.2%	3.3%

* 都道府県ごとの回答数・回答率にばらつきがあるため、実際の条例制定率と一部異なる。

* 秋田県・福井県・山梨県・岐阜県・島根県については全て規制なし、または無回答を含む。

図 2.6-2 都道府県別 条例等制定率分布図

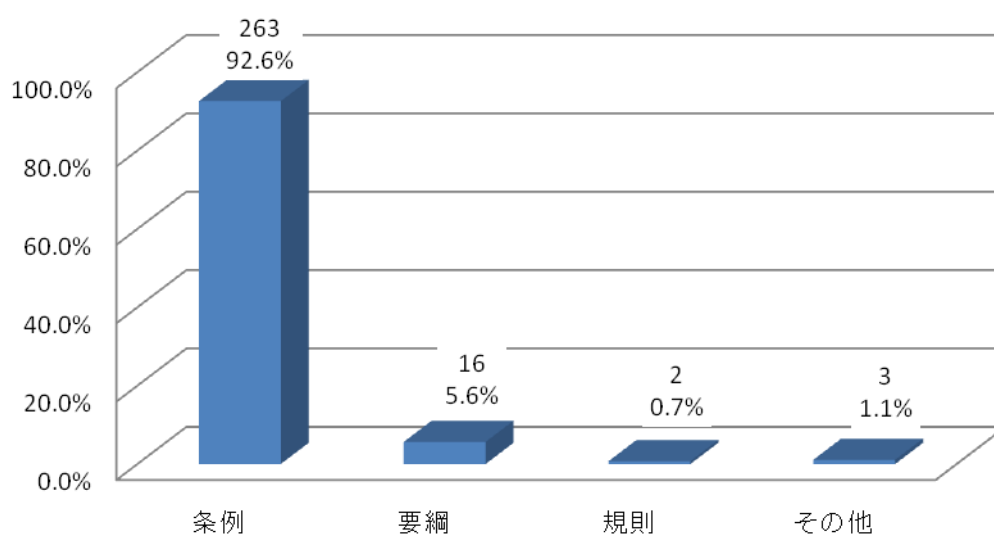


(注1) 都道府県単位で色分けをしているため、一部資源ごみ持ち去り事案のない地域に色がついて
いる場合がある

2.7 資源ごみの持ち去りを規制する条例等の種類

資源ごみの持ち去りを規制する条例等の種類については、「条例」が最も多く、各市町村で定めている廃棄物関連条例に「持ち去りに関する規制」を盛り込んでいる例がほとんどである。

図 2.7-1 資源ごみの持ち去りを規制する条例等の種類（複数回答可）



* その他・・・市の宣言、広域市町村組合で条例・規則・要綱を制定

[N=284]

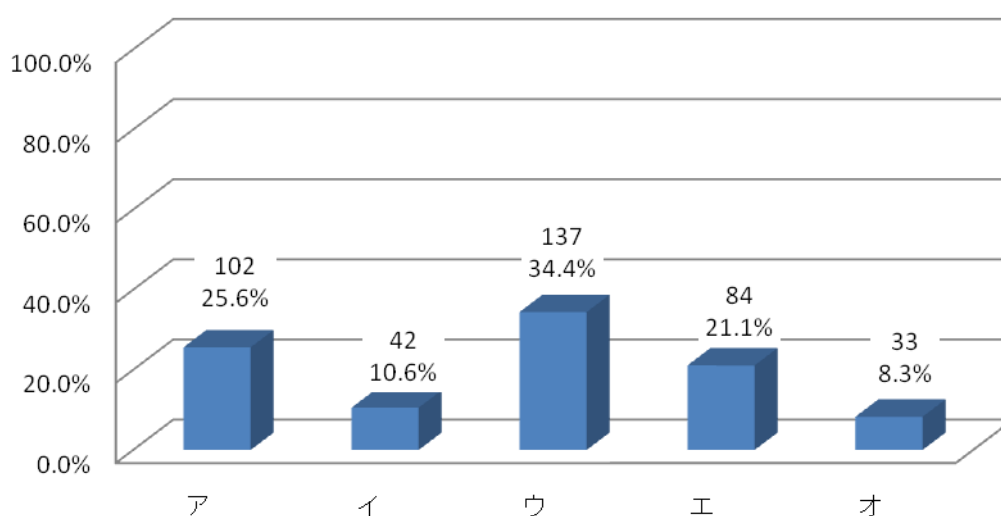
(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

2.8 資源ごみの持ち去りを規制する条例等の導入経緯

資源ごみの持ち去りを規制する条例等の導入経緯について、「市町村の財産保護」が最も多く、次いで「住民からの要望」となっている。また、その他の回答では「議会で取り上げられたため」等もあり、「適正ルートの確保」も含めて、行政と住民双方のリサイクル意識と資源ごみ持ち去りに対する関心の高さがうかがえる。

図 2.8-1 資源ごみの持ち去りを規制する条例等の導入経緯



[N=398]

(注1) 複数回答の件数の合計を100%とした

(注2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

《条例等の導入経緯についての回答選択肢（複数回答可）》

- ア 住民からの要望
- イ 収集を行う職員、委託業者からの要望
- ウ 市町村の財産保護
- エ 適正なりサイクルルートの確保
- オ その他

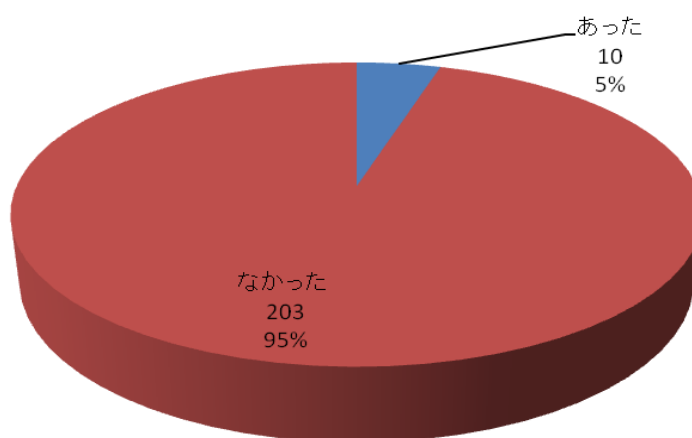
その他の導入経緯

その他の導入経緯では、「議会での質問・要望」、「住民のリサイクル意識低下の懸念」、「市町村合併による」等があった。

2.9 条例等の導入時の反対運動の有無

条例等の導入時の反対運動について、「なかった」と回答した203市町村に対して、「あった」と回答した市・区が10市町村あった。反対運動の内容については、ほとんどが「路上生活者・生活困窮者の保護」に関する内容であった。

図 2.9-1 条例等の導入時の反対運動の有無割合



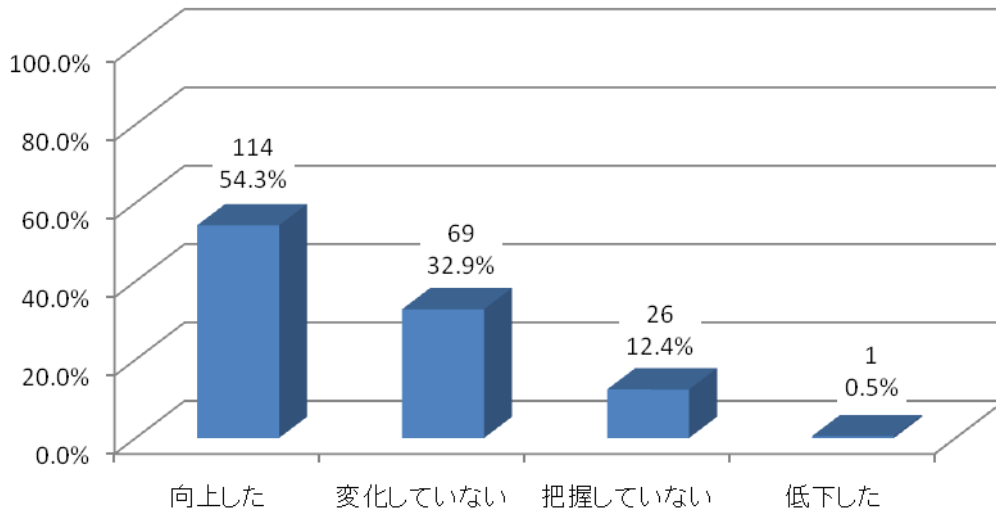
(有効回答数 213市町村)

2.10 条例等の導入後の住民のリサイクル意識の変化

条例等の導入後の住民のリサイクル意識の変化について、半数以上の市町村で「向上した」と回答している。向上した要因としては「監視・パトロールの強化」が最も多く、中には行政と住民との連携によるものもあり、一定の効果が得られている。

「変化していない」の回答では、「元々、住民のリサイクル意識が高かった」が最も多く、「向上した」と合わせると約9割の住民が資源ごみのリサイクルに関する意識を持っており、昨今の環境問題に対する国民の意識の高さを示していると推察される。

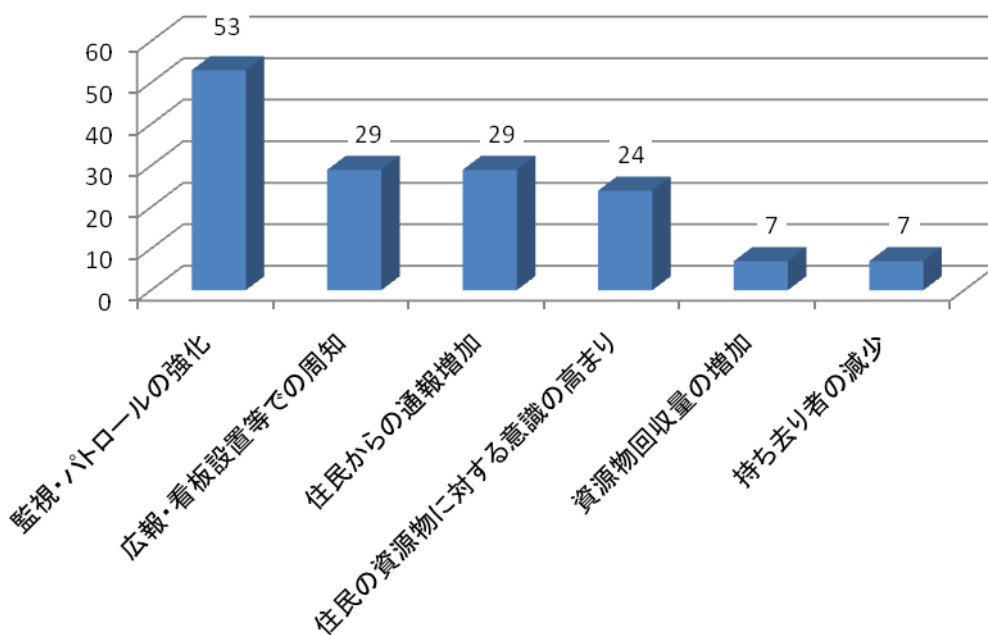
図 2.10-1 条例等の導入後の住民のリサイクル意識の変化



[N=210]

(注 1) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

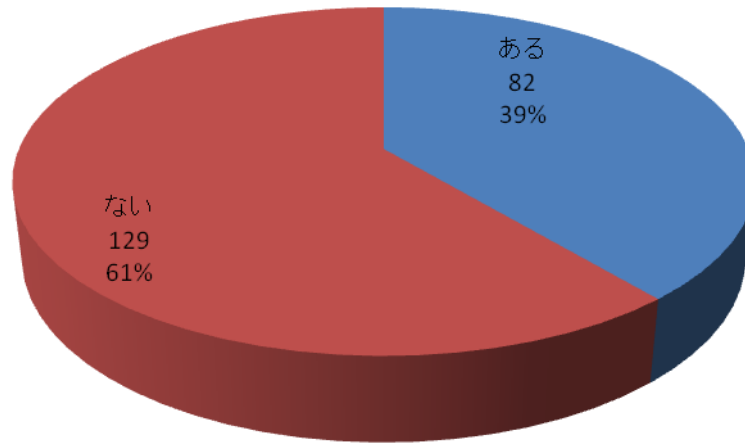
図 2.10-2 住民のリサイクル意識が向上した要因（複数回答）



2.11 条例等に罰則規定が含まれているか

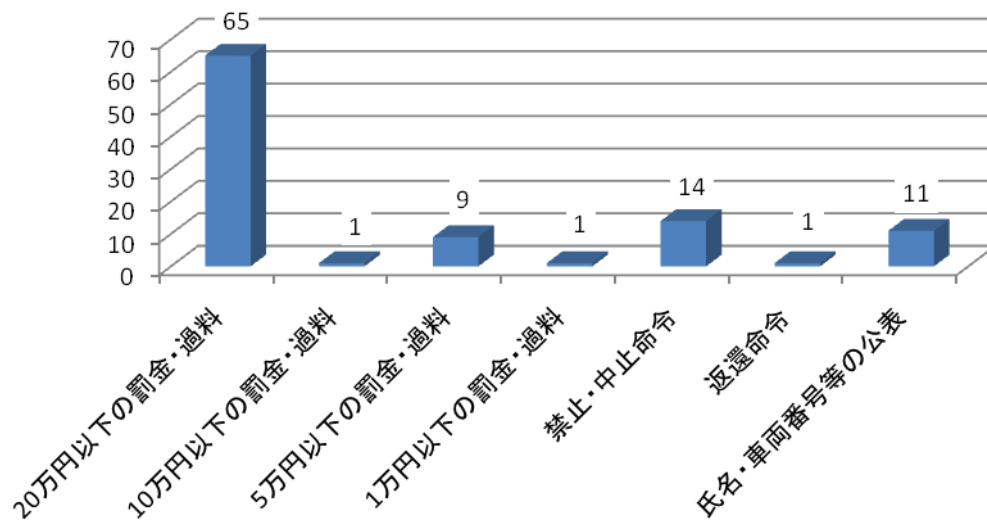
条例等に罰則規定が含まれているかについて、罰則規定を設けている市町村は 82 市町村に留まっている。罰則規定については「20 万円以下の罰金・過料」が圧倒的に多く、他の市町村条例を参考にし導入している傾向がうかがえる。なお罰金・過料を科す場合は、まずは「禁止・中止命令」を行い、それに従わなかった場合に適用すると回答した市町村が多数を占めた。また、「禁止・中止命令」及び「罰金・過料」と、「氏名等の公表」を併科している市町村もある。

図 2.11-1 罰則規定の有無



(有効回答数 211 市町村)

図 2.11-2 罰則規定の内容 (複数回答可)

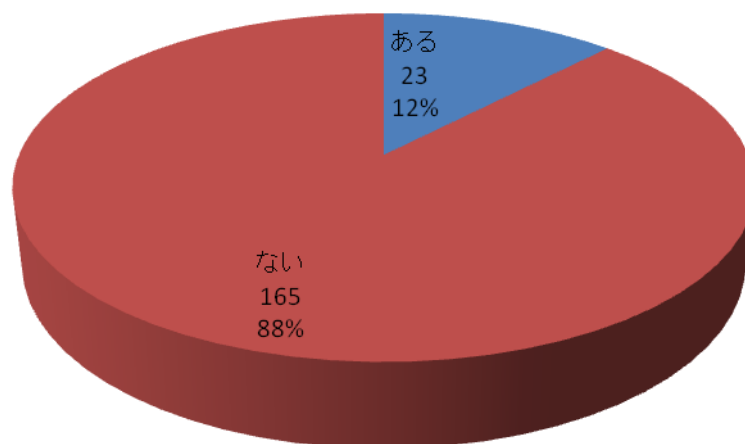


2.12 条例等の施行状況

条例等の施行状況について、「ある」と回答した 23 市町村に対して、「ない」と回答した市町村が 165 市町村となっており、条例等を定めているものの罰則規定等を適用することの難しさを示している。理由としては、「条例等を適用するまでに時間や経費かかる」が挙げられている。(下記、図 2.13-2 「条例等の施行による課題の内容」参照)

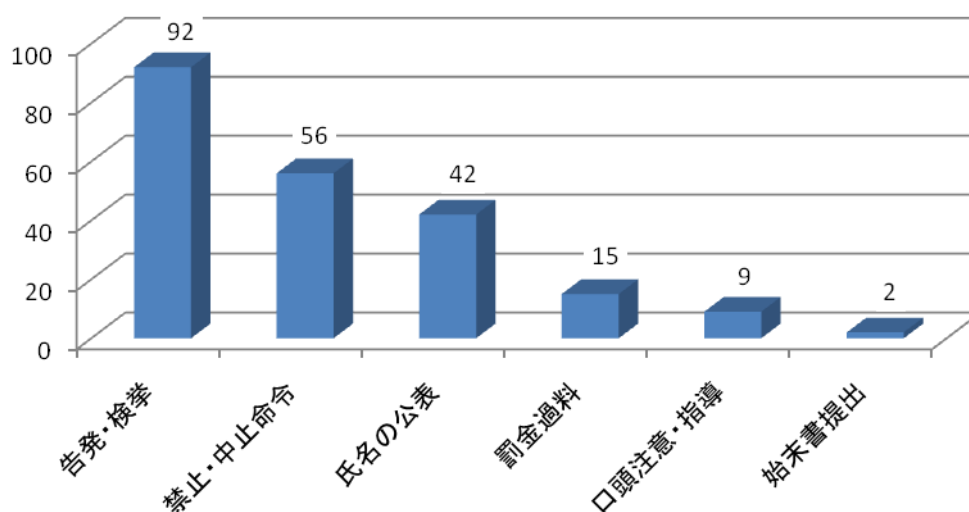
罰則規定等の適用事例については、「告発・検挙」が最も多く、次いで「禁止・中止命令」、「氏名の公表」となっている。「告発・検挙」の内訳では、92 件のうち 51 件が東京 23 区内の 2 区に集中しており、資源ごみの持ち去りに対して厳しく対応する姿勢がうかがえる。

図 2.12-1 罰則規定等の適用の有無



(有効回答数 188 市町村)

図 2.12-2 罰則規定等の適用事例（複数回答）



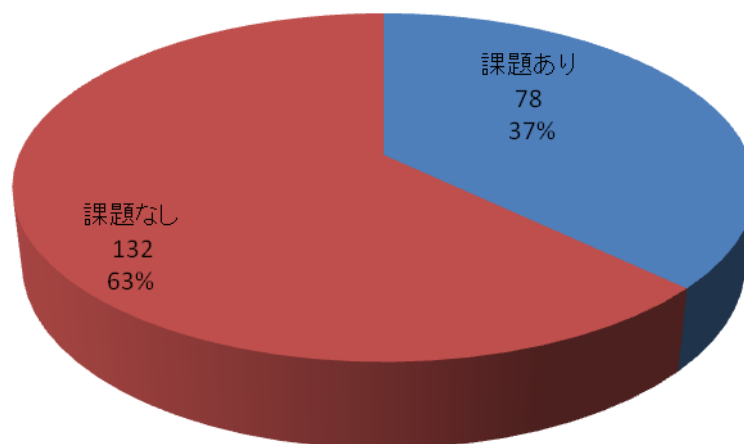
2.13 条例等の施行による課題と、今後の見直しの方向性

条例等の施行による課題として、210 市町村のうち 78 市町村が導入後も何らかの課題を抱えていることを示している。

課題の内容で最も多かった「条例等の適用方法（罰則等）」では、「罰則規定がない」や「罰則規定を強化する必要がある」、「実効性を高める必要がある」といったものであり、資源ごみ持ち去り根絶の難しさがうかがえる。

今後の見直しの方向性については、課題の内容と同様に「罰則規定の制定・強化」が挙げられ、同数で「住民・警察・近隣市町村との連携強化」となっている。

図 2.13-1 条例等の施行による課題の有無



(有効回答数 210 市町村)

図 2.13-2 課題の内容 (複数回答)

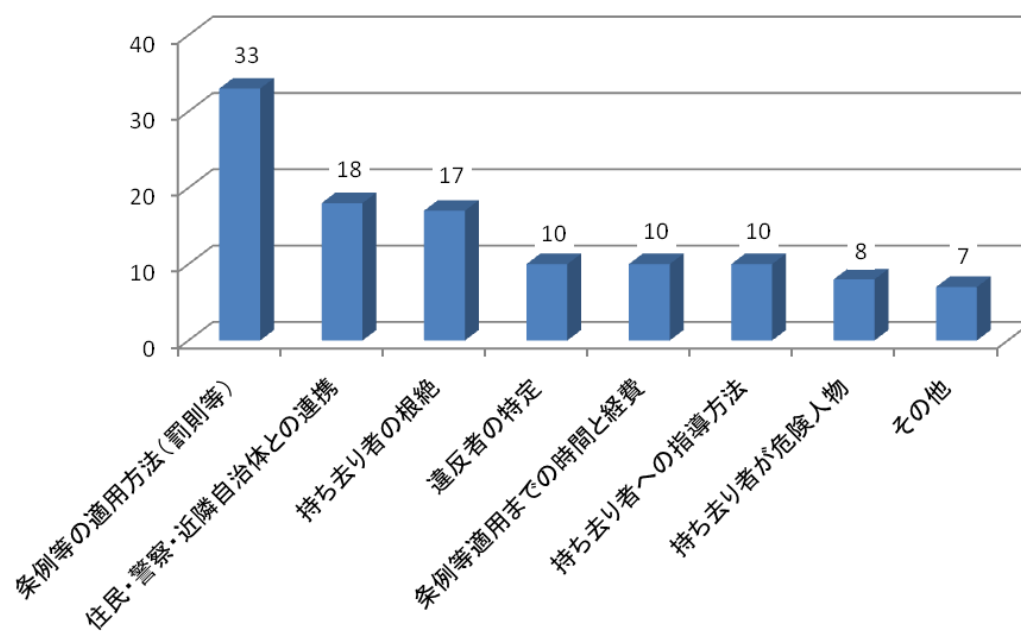
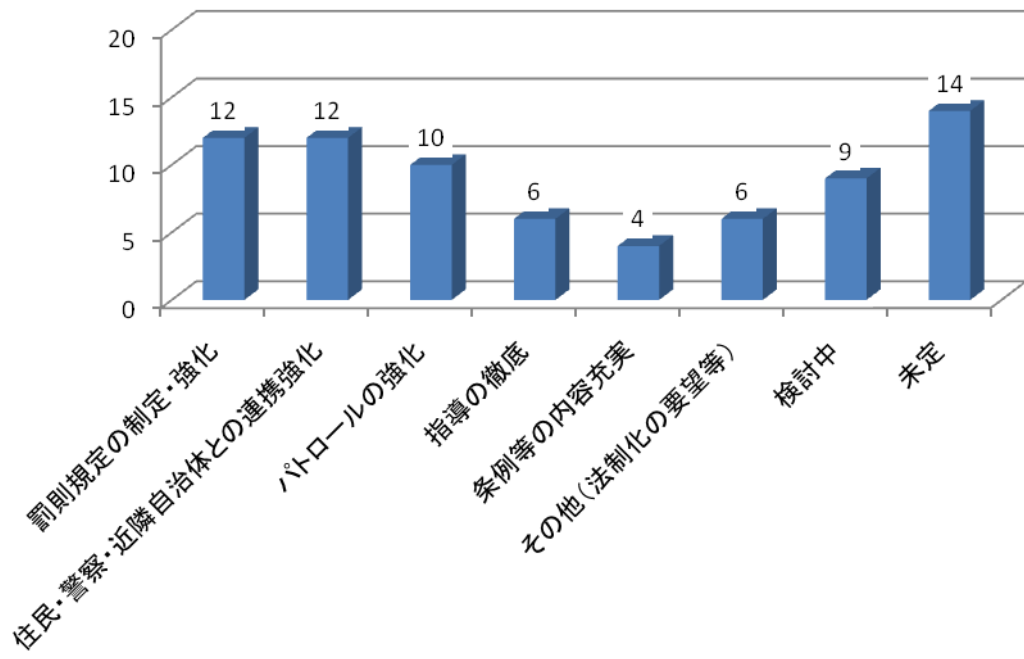


図 2.13-3 今後の見直しの方向性（複数回答）

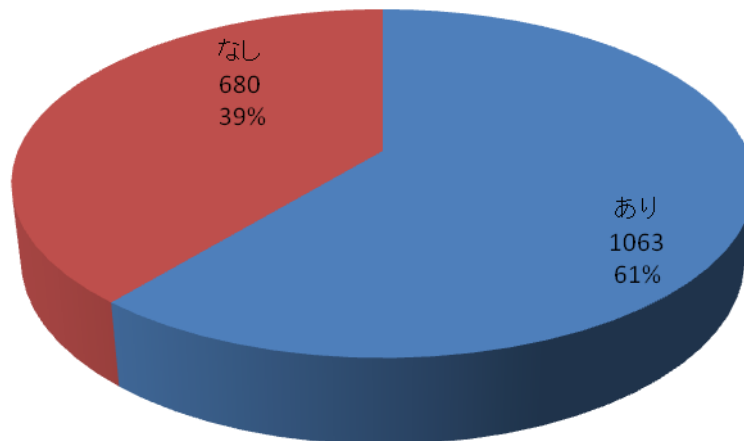


3. 不用品回収業者に関する調査

3.1 区域内における不用品回収業者の有無

不用品回収業者の有無では、約6割の市町村で「あり」と回答している。また、最も多い岐阜県で市町村の約95%が「あり」と回答しており、最も少ない沖縄県内市町村では約24%であった。

図 3.1-1 区域内における不用品回収業者の有無

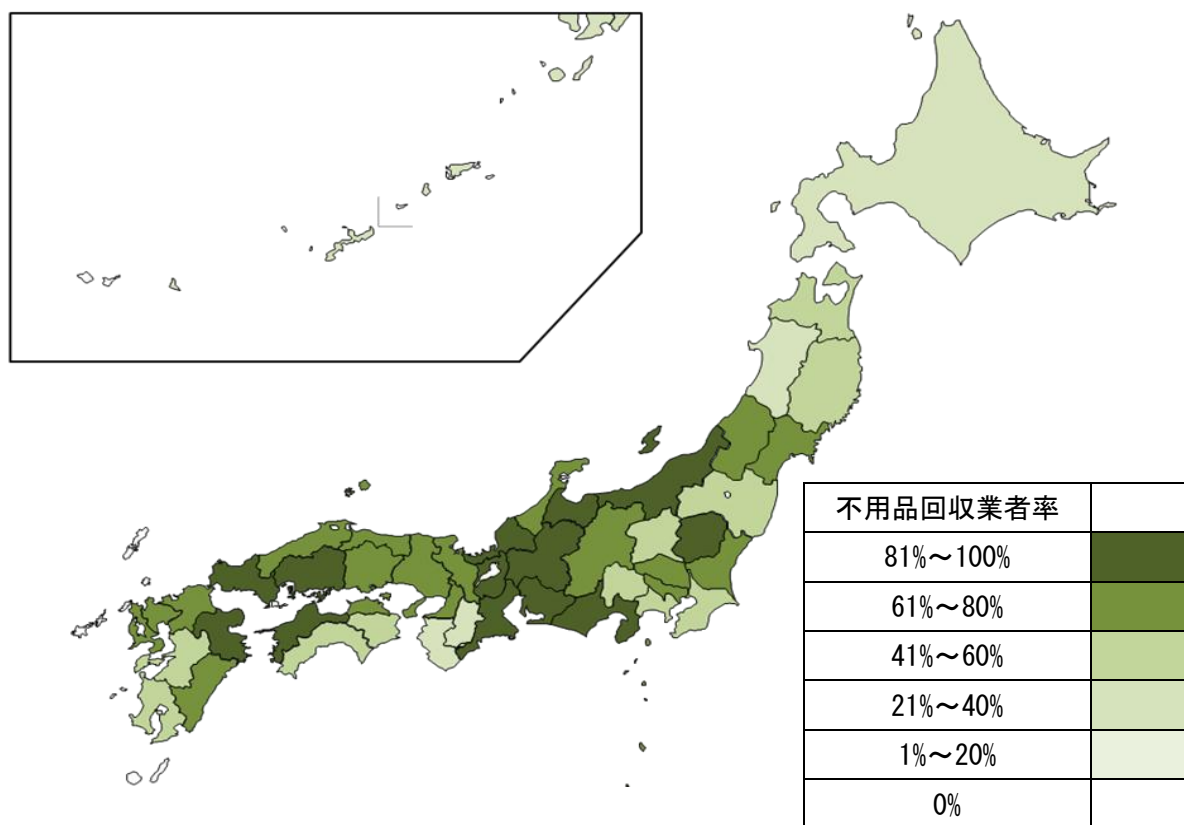


(有効回答数 1,743 市町村)

表 3.1-1 不用品回収業者が存在する割合（降順）

都道府県\項目	a. 不用品回収業者有り	b. 市町村数(有効回答数)	不用品回収業者率
岐阜県	40	42	95.2%
愛知県	51	57	89.5%
山口県	17	19	89.5%
静岡県	31	35	88.6%
大分県	15	17	88.2%
広島県	20	23	87.0%
富山県	13	15	86.7%
愛媛県	17	20	85.0%
滋賀県	16	19	84.2%
新潟県	25	30	83.3%
三重県	24	29	82.8%
福井県	14	17	82.4%
栃木県	22	27	81.5%
宮崎県	20	25	80.0%
鳥取県	15	19	78.9%
岡山県	21	27	77.8%
宮城県	28	36	77.8%
福岡県	46	60	76.7%
佐賀県	15	20	75.0%
石川県	14	19	73.7%
兵庫県	30	41	73.2%
長崎県	15	21	71.4%
香川県	12	17	70.6%
島根県	14	21	66.7%
長野県	51	77	66.2%
山形県	23	35	65.7%
東京都	40	62	64.5%
京都府	16	25	64.0%
大阪府	27	43	62.8%
茨城県	27	44	61.4%
埼玉県	39	64	60.9%
熊本県	25	42	59.5%
岩手県	20	34	58.8%
鹿児島県	24	43	55.8%
徳島県	13	24	54.2%
千葉県	29	54	53.7%
群馬県	17	35	48.6%
青森県	19	40	47.5%
福島県	28	59	47.5%
神奈川県	15	33	45.5%
山梨県	12	27	44.4%
高知県	14	32	43.8%
秋田県	10	25	40.0%
和歌山県	11	30	36.7%
奈良県	12	39	30.8%
北海道	46	179	25.7%
沖縄県	10	41	24.4%

図 3.1-2 都道府県別 不用品回収業者率分布図

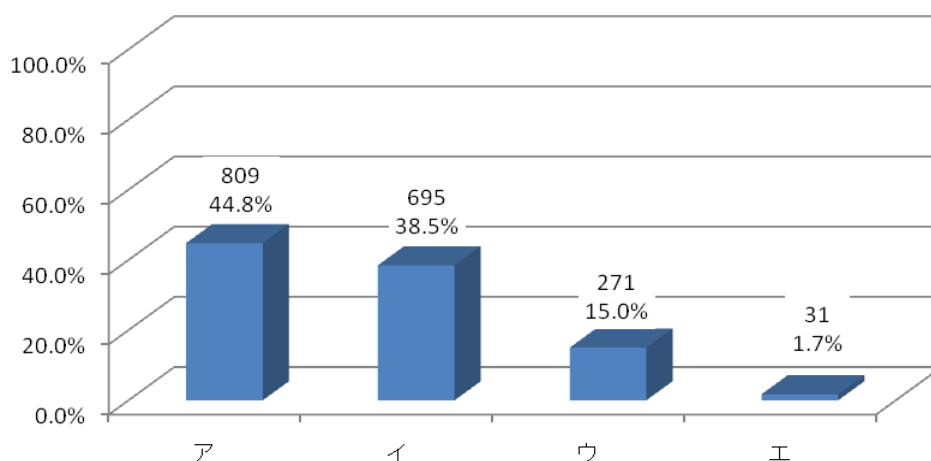


(注1) 都道府県単位で色分けをしているため、一部資源ごみ持ち去り事案のない地域に色がついて
いる場合がある

3.2 不用品の回収方法

不用品の回収方法では、軽トラック等を用いた個別回収、及び持ち込みによる回収（一時的な回収
拠点）が大半を占めている。また、その他ではほとんどの市町村が「把握していない・不明」と回答し
ている。

図 3.2-1 不用品回収方法



[N=1806]

(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

《不用品の回収方法についての回答選択肢（複数回答可）》

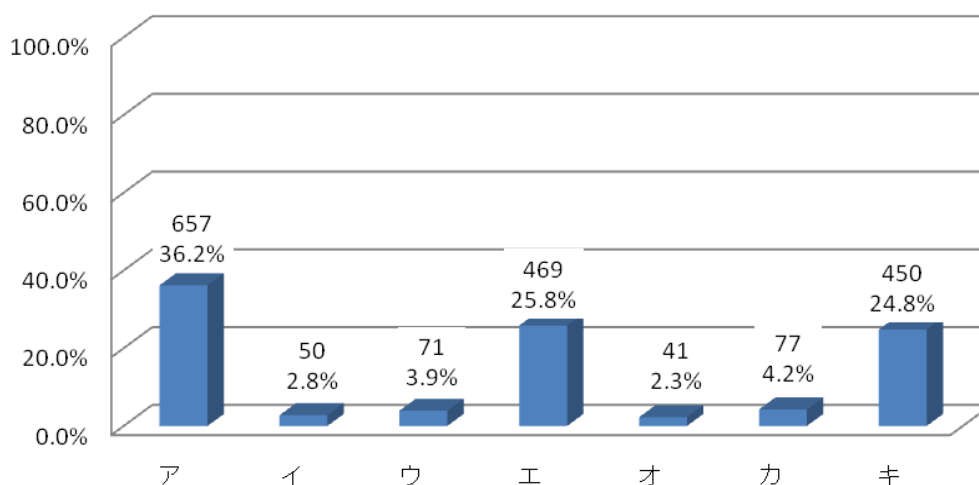
- ア 軽トラック等を用いた個別回収
- イ 持ち込みによる回収（一時的な回収拠点）
- ウ 持ち込みによる回収（常設の回収拠点）
- エ その他

3.3 回収拠点の設備・保管状況

(1) 一時的な回収拠点

一時的な回収拠点においては、空地等を利用して建屋を持たずにいつでも退去できるようにしている。また、保管時の風雨対策も施しておらず、飛散等の原因になっている。

図 3.3-1 一時的な回収拠点の設備・保管状況



[N=1815]

(注1) 複数回答の件数の合計を100%とした

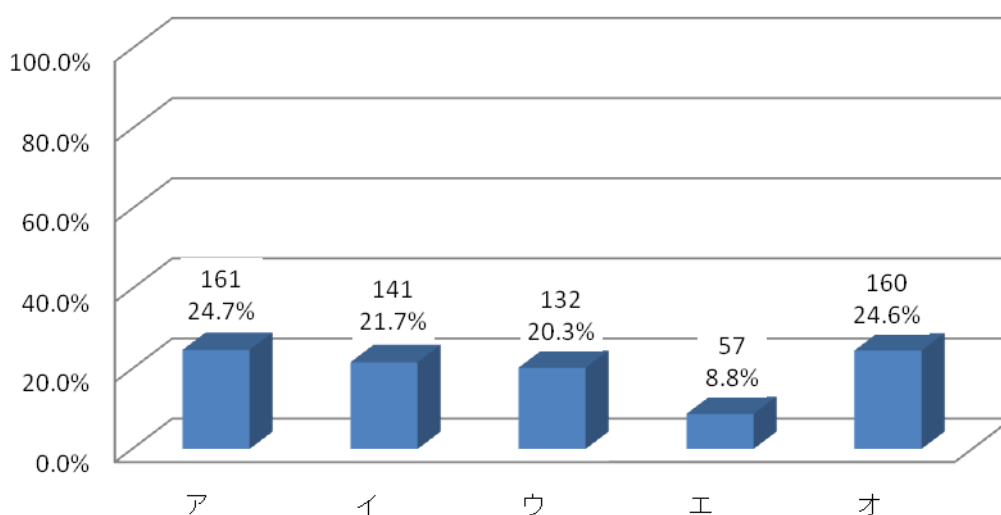
《一時的な回収拠点についての回答選択肢（複数回答可）》

- ア 空き地を一時的に借り受けている
- イ スーパーマーケット等の敷地（駐車場等）を借り受けている
- ウ （回収時）建屋あり
- エ （回収時）建屋なし
- オ （保管時）建屋あり
- カ （保管時）建屋なし（シートがけ等風雨対策あり）
- キ （保管時）建屋なし（シートがけ等風雨対策なし）

(2) 常設の回収拠点

常設の回収拠点を持つ業者は、一時的な回収拠点と比較して建屋を所有している割合が増えるが、建屋のない保管場所については一時的な回収拠点と同様に風雨対策は施されていない状況である。

図 3.3-2 常設の回収拠点の保管状況



[N=651]

(注1) 複数回答の件数の合計を100%とした

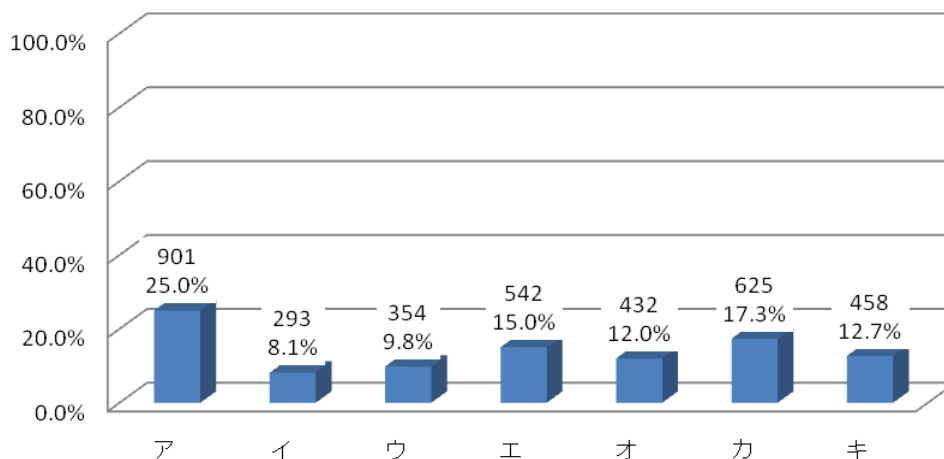
《常設の回収拠点についての回答選択肢（複数回答可）》

- ア （回収時）建屋あり
- イ （回収時）建屋なし
- ウ （保管時）建屋あり
- エ （保管時）建屋なし（シートがけ等風雨対策あり）
- オ （保管時）建屋なし（シートがけ等風雨対策なし）

3.4 回収する不用品の種類

回収する不用品の種類について、家電リサイクル法対象品（エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫）が圧倒的に多く、次いで自動車・バイクとなり、比較的にリユースしやすい物を回収している傾向にある。「その他」で回答を得た不用品の内訳及び割合を見ると、原料の相場が高く、重量の多い農機具や自転車などの金属類が多数を占めている。

図 3.4-1 回収する不用品の種類



[N=3605]

(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 推定不能と回答したものについては計算から除外した

《回収する不用品の種類についての回答選択肢（複数回答可）》

ア 家電（家電リサイクル法対象 4 品目を含む）

イ 家電（家電リサイクル法対象 4 品目を含まない）

ウ 家具（椅子、たんす、本棚、ソファ、ベッド等）

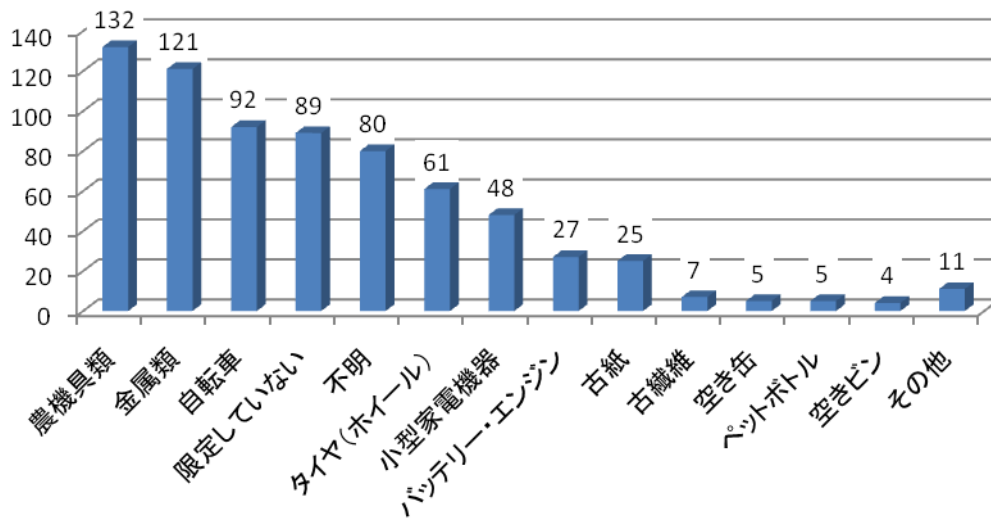
エ 事務用品（ロッカー、スチール棚、応接セット、金庫等）

オ 趣味用品等（ゴルフセット、スキーセット、楽器等）

カ 自動車・バイク

キ その他

図 3.4-2 その他の不用品の種類



[N=458]

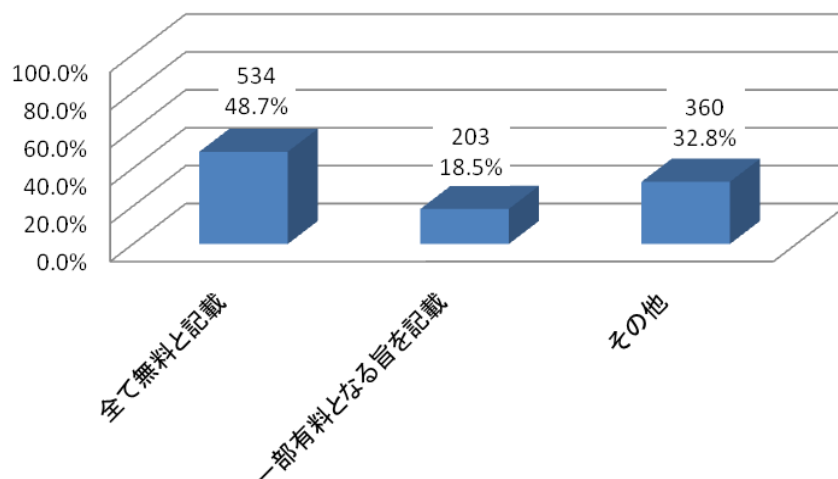
(注1) 複数回答の件数の合計を100%とした

3.5 不用品回収業者の料金徴収の有無について

(1) ちらし等への料金徴収の記載について

ちらし等への料金徴収の記載については、約半数の市町村で不用品回収業者が「全て無料」としてしている。その他では「把握していない・不明」との回答が多数を占めたものの、一部で「買い取り金額を明記」というものもあった。

図 3.5-1 ちらし等への料金徴収の記載



[N=1097]

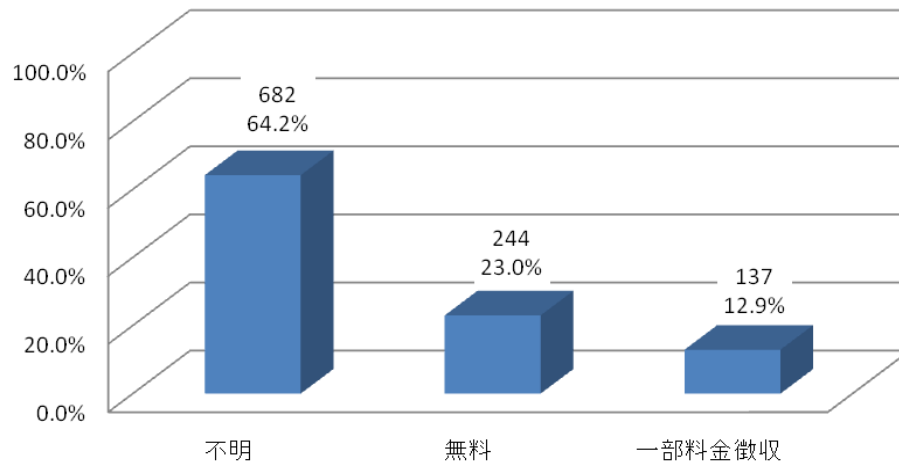
(注1) 複数回答の件数の合計を100%とした

(注2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

(2) 回収時の料金徴収の有無

回収時における「料金の徴収の有無」、「料金徴収の名目」、「徴収金額」については、ほとんどの市町村で把握できておらず、不用品回収業者の実態把握の難しさがうかがえる。また「運搬費」や「処分費」という、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という）に抵触する可能性のある名目もある。

図 3.5-2 回収時の料金徴収の有無



[N=1063]

(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

図 3.5-3 料金徴収の名目

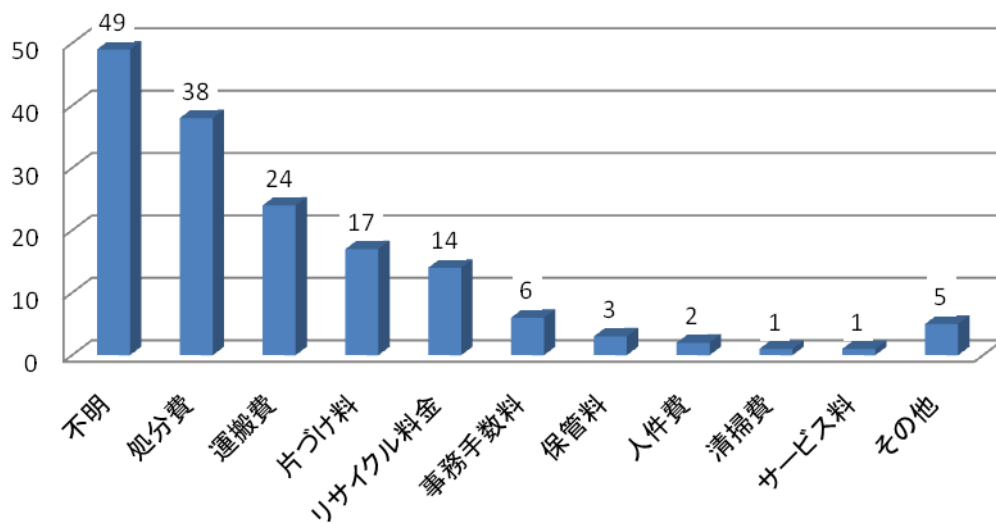
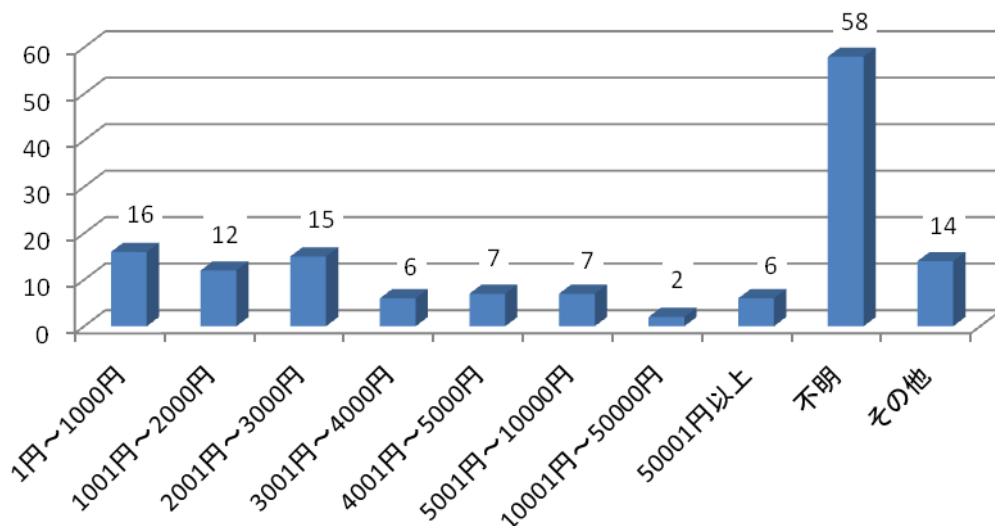


図 3.5-4 徴収金額



[N=143]

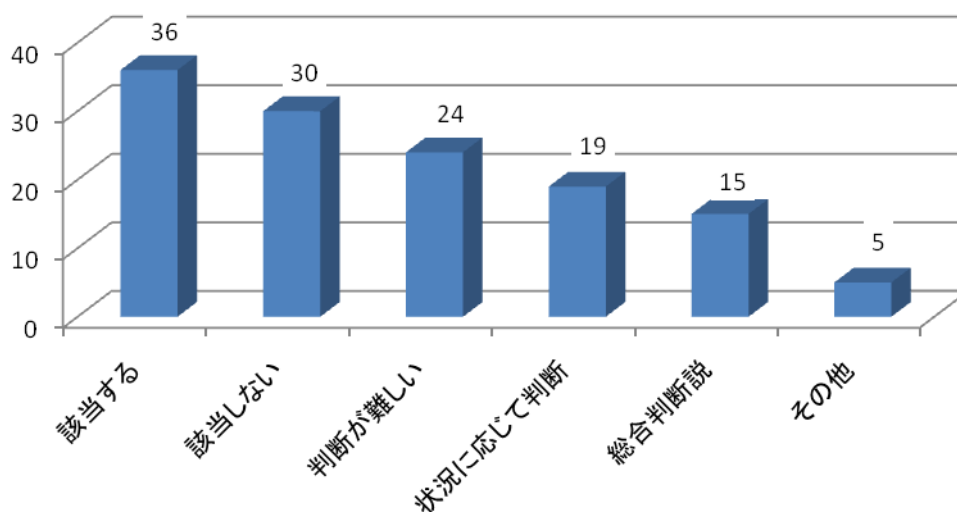
(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

(3) 無料回収の場合における廃棄物該当性の判断について (自由回答)

無料回収の場合における廃棄物該当性の判断については、「該当する」または「該当しない」と明確に回答した市町村は全体の約半数を占めた。割合はやや「該当する」が上回ったものの、ほぼ同率で判断が分かれていること、また「判断が難しい」や「状況に応じて判断」を含めて、判断基準について問題を抱えている状況である。

図 3.5-5 無料回収における該当性判断



[N=129]

(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

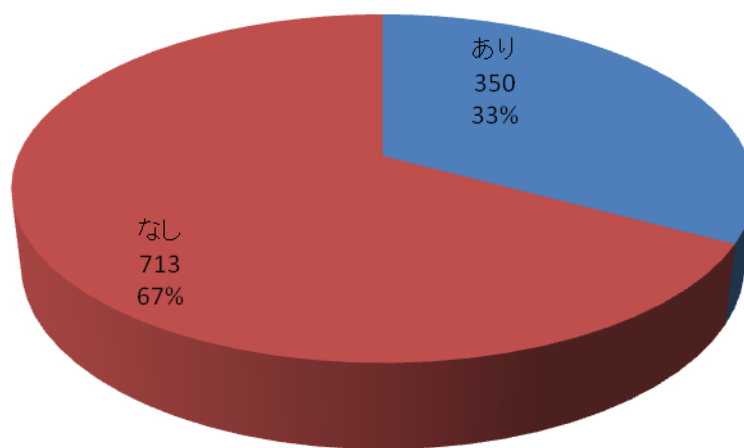
(注 2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

3.6 不用品回収業者に関する苦情・トラブルの有無

不用品回収業者に関する苦情・トラブルについては、有効回答数 1,063 市町村のうち 350 市町村（約 3 分の 1）で「あり」と回答している。内容としては料金に関するものが圧倒的に多く、最近では逮捕者が出る等悪質性も高くなっている。

指導の内容については、「指導できない」や「無回答」も多く、対応の難しさを示している。また、「警察へ通報した」との回答については、「摘発に至った」という事例や「民事不介入」といった事例があり、条例等の有無により警察の判断が分かれている。

図 3.6-1 不用品回収業者に関する苦情・トラブルの有無



(有効回答数 1,063 市町村)

図 3.6-2 苦情・トラブルの内容

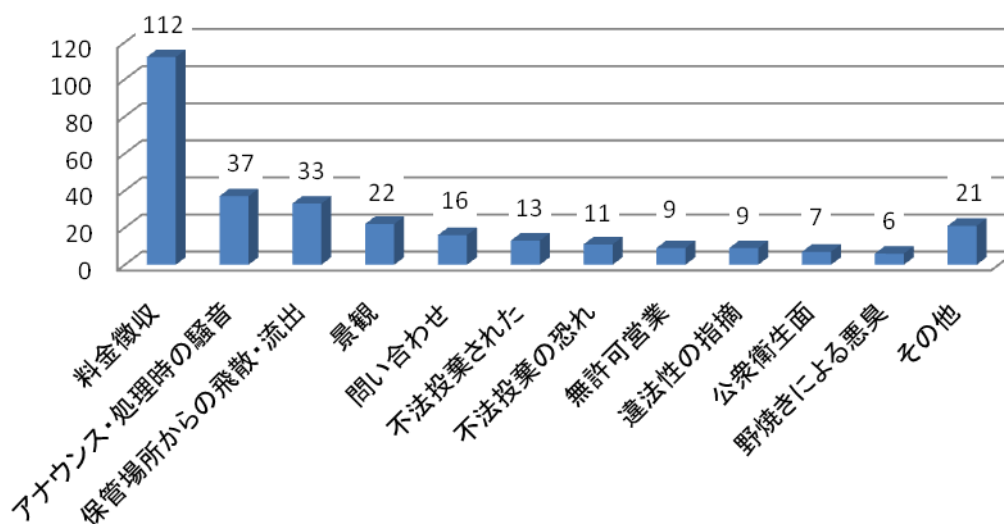
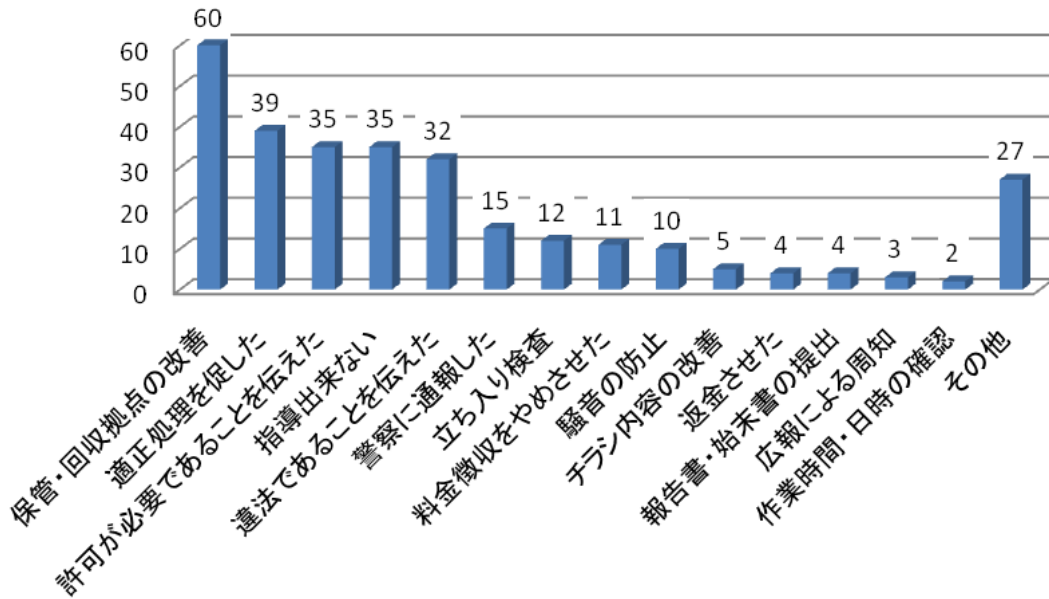


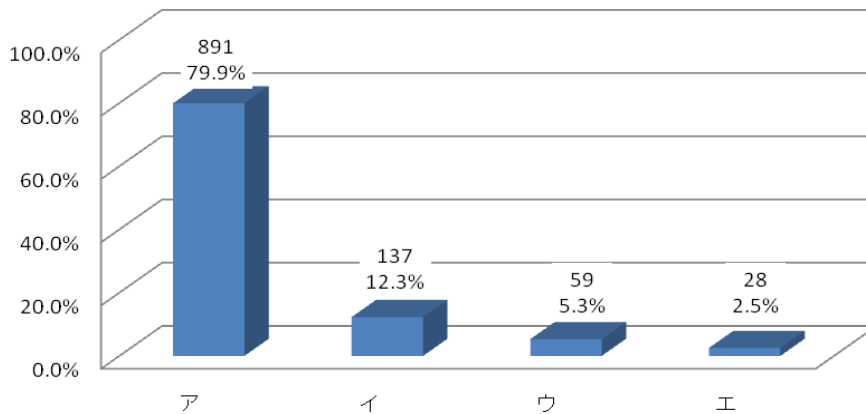
図 3.6-3 指導内容の内訳



3.7 不用品の移動先について

業者が回収した後の不用品の移動先について、大半の市町村が「不明」と回答しており、ここでも不用品業者の実態の把握が難しいことを示している。

図 3.7-1 不用品の移動先



[N=1115]

(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答については計算から除外した

《不用品の移動先についての回答選択肢（複数回答可）》

ア 不明

イ 区域外の移動先を確認している

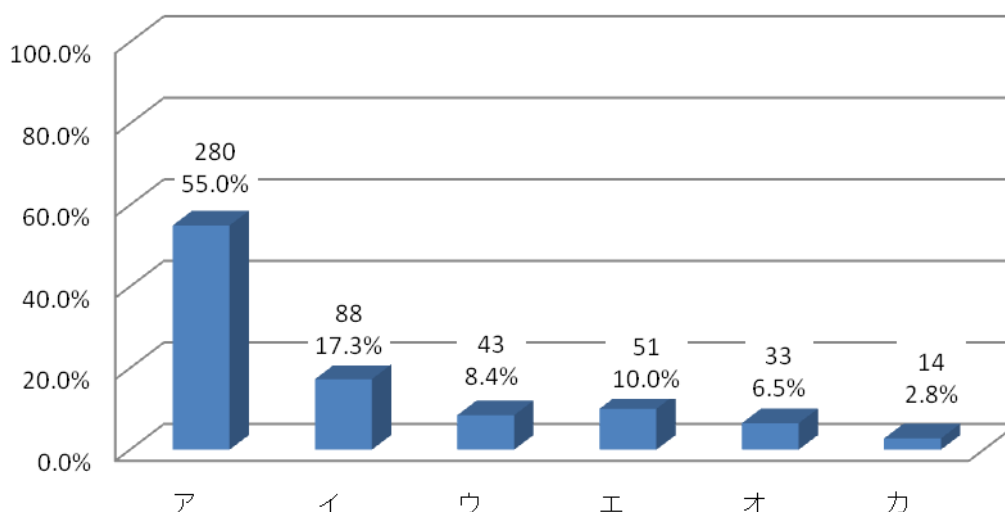
ウ 区域内に不用品回収業者から不用品の買い取りを行う事業者が存在する

エ 区域内に不用品の輸出を行う事業者が存在する

3.8 販路等の捕捉状況について

販路等の捕捉状況について、ここでも同様に「不明」の回答が半数を超えた。イの「リサイクル業者にそのまま売却している」のは回収専門業者、ウ・エ・オについては回収業者がリサイクル業も兼ねていると概ね判断することができ、リサイクル業を兼ねている業者数が回収専門業者数をやや上回っている。

図 3.8-1 販路等の捕捉状況



[N=509]

(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

《販路等の捕捉状況についての回答選択肢（複数回答可）》

ア 不明

イ リサイクル業者に現況のまま売却している

ウ 解体後、モーター、金属類等の一部部品を売却している

エ 現況のまま輸出している

オ 解体・分別の上、輸出している

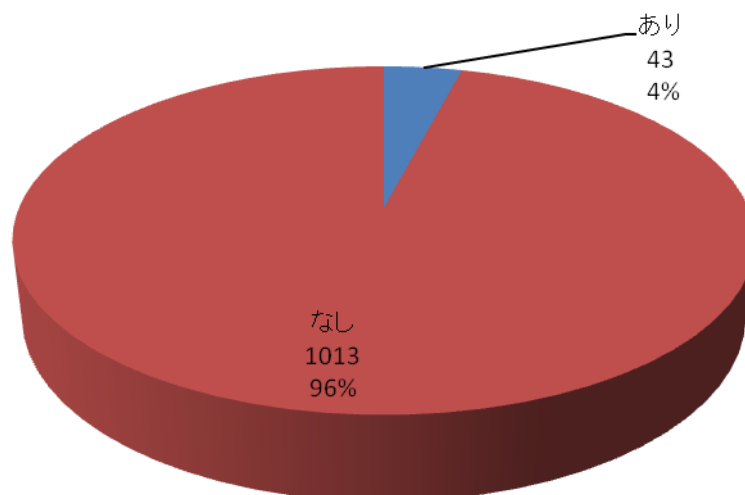
カ その他

3.9 一般廃棄物処理業との関係

(1) 不用品回収業者からの許可申請の有無

不用品回収業者からの許可申請状況について、「なし」と回答した市町村が圧倒的に多数を占めた。

図 3.9-1 不用品回収業者からの許可申請の有無

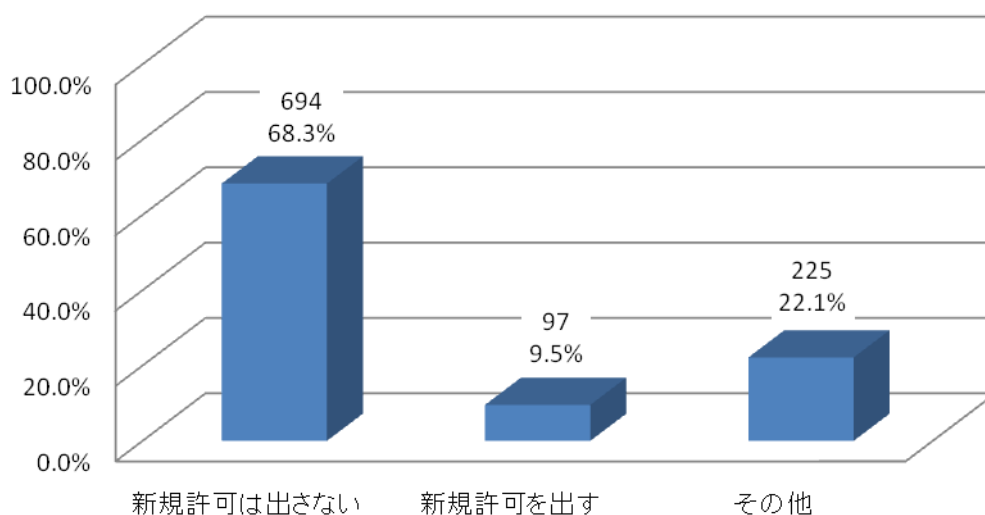


(有効回答数 1,056 市町村)

(2) 不用品回収業者から許可申請があった場合の対応

不用品回収業者から許可申請があった場合、約 7 割の市町村が「新規許可は出さない（「出していない」も含む）」との回答であった。その他の回答の内容も、「状況により判断する」や「未定」が大半を占め、「新規許可を出す」を大幅に上回った。

図 3.9-2 不用品回収業者から許可申請があった場合の対応



[N=1016]

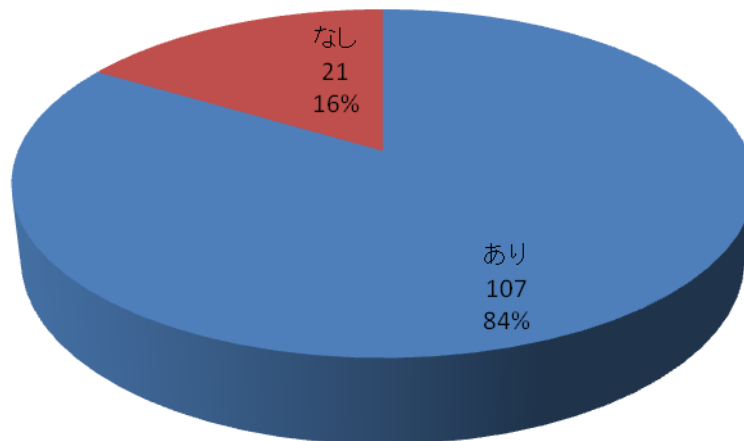
(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

(3) 既存の許可業者からの不用品回収業者への対応要請の有無

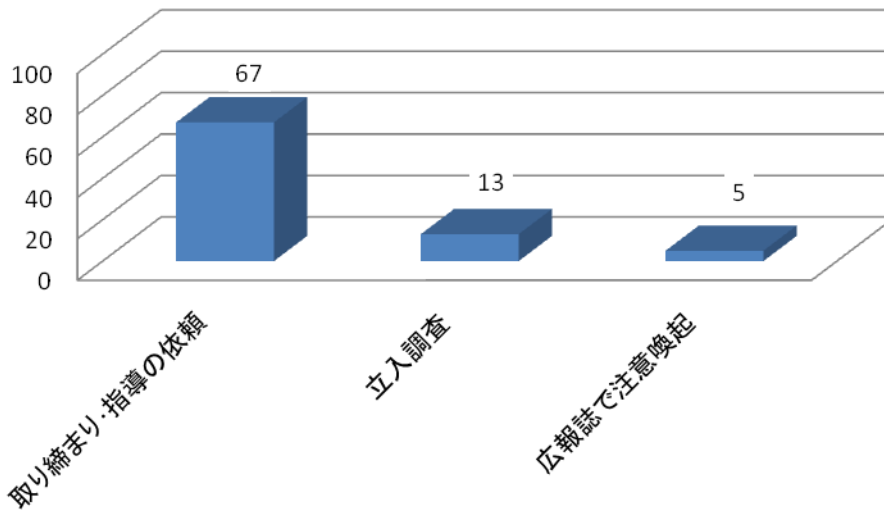
既存の許可業者からの不用品回収業者への対応要請について、要請を受けたのは123市町村であり有効回答数1,743市町村の7%に留まった。また、既存許可業者からの対応の要請については67件(有効回答数)であり、行政の対応も立入調査の実施や広報誌での注意喚起等18件に留まっている。

図 3.9-3 既存の許可業者からの不用品回収業者への対応要請の有無



(有効回答数 128 市町村)

図 3.9-4 対応要請の内容及び対応状況



3.10 その他《不用品回収業者に関する情報等（自由回答）》

不用品回収業者に関する情報の自由回答で、国に対する要望等では、無料回収の場合に「判断基準がなく指導が難しい」や「判断基準等があれば情報を提供してほしい」とい意見があった。これに関連して、「国が判断基準を示すべき」という意見が多かった。

また不法投棄や暴力団の関与等では、「不用品回収業者の実態把握の難しさ」が最も多く、多数の業者が入れ代わり立ち代わり回収していることや、業者が度々名前を変えて回収している状況である。保管場所を有している回収業者の場合でも、不用品を解体して価値のあるものだけを抜き取り、残さを敷地内に放置していたり不法投棄していたりという情報が多数あった。その他、料金徴収に関するトラブルや苦情、暴力団や外国人が関与しているとの情報が寄せられた。

図 3.10-1 国に対する要望等

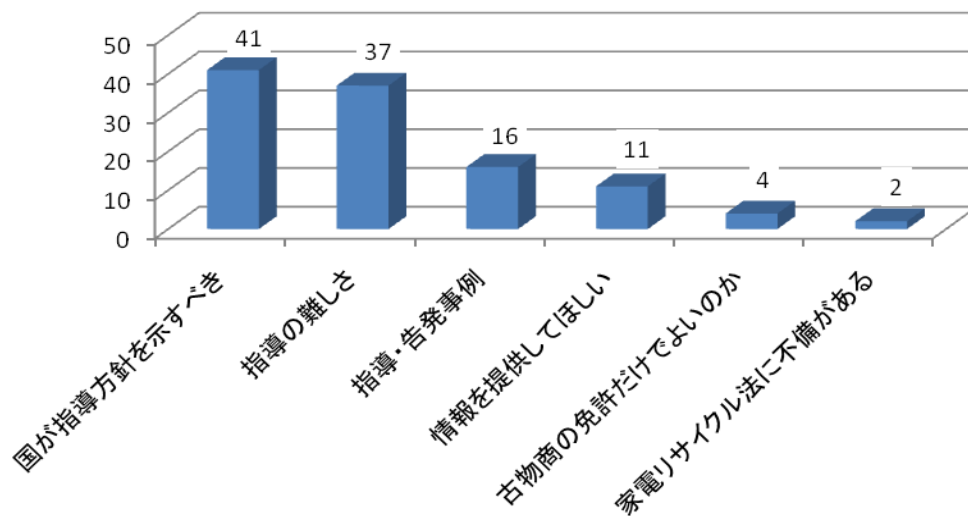


図 3.10-2 不法投棄・暴力団関与等

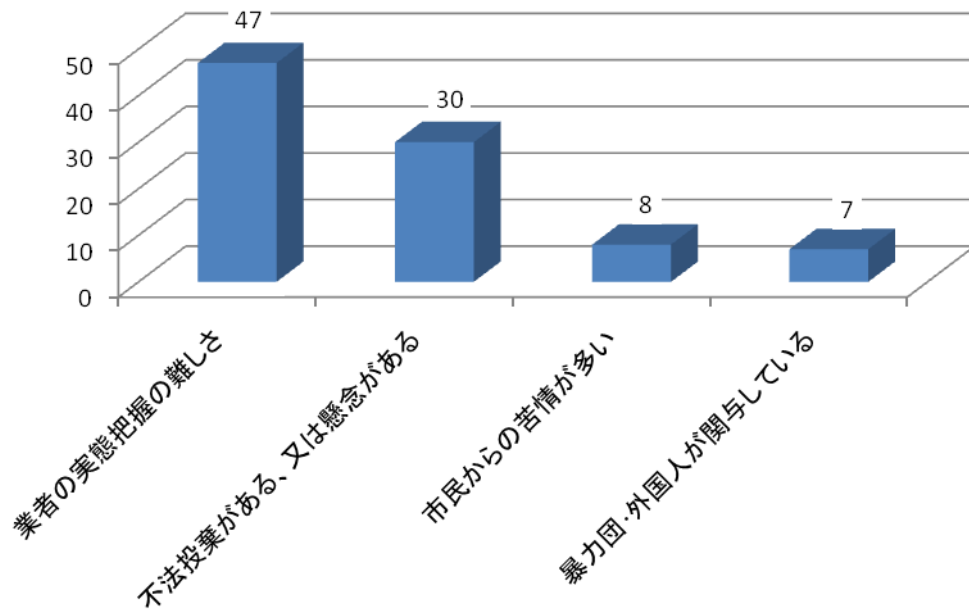


表 3.10 指導・告発関連事例

北海道	現在市内で6つの業者を確認している。1つは消費者庁から業務停止命令を受けている。また、残り5つの業者のうち3つが外国人の経営である。業者に対しては、料金を徴収して不用品を引き取れば一般廃棄物の無許可収集になると指導しているが、指導事項を守っていない疑いがある。
青森県	以前無許可で一般廃棄物の収集業務を実施したため、早急に業務を停止するように指導し、事業を再開する場合は、一般廃棄物処理業の許可を取得後実施するように指導。なお、現在は営業をやめている。
青森県	アルミ缶回収して車いすを施設等に寄贈している人がいるが、一部ボランティアで回収手伝いをしているお年寄りが町の収集場所からアルミ缶だけ抜き取るケースがあり、町民から通報があった。当人に電話連絡を入れて町でもアルミ缶を換価してゴミ処理経費に充てていることを伝えて、自ら集めたものだけを提供するように指導した。
青森県	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 空地利用の不用品回収は、暴力団関係者が背任していることがあった。 ➤ 買取するドライバーを委託社員としており、不用品回収業者はこの委託契約ドライバーから買い取っているだけと主張があった。 ➤ 引取り無料で、廃棄物とは判断できない場合、指導する根拠が乏しいのが現状である。 ➤ 輸出業者（個人も含む）が輸出許可を持っているか分からない。特に外国人バイヤーなどが仲介している際はさらに困難である。 ➤ 輸出先で完全にリユースされているかの確認が取れない。 ➤ 市民から直接引取を行うことについての指導はできるが、行政として輸出

	<p>業者等どこまで把握すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不用品の買い取り金額と、付随する労務対価による逆有償となる場合、労務対価を調整すれば低価格な買い取り金額を相殺でき、廃棄物処理料金相当の金銭の授受を判断するのが難しい。また、適切な労務対価の判断も難しいところである。 ➤ 無料引取の場合、輸出業者へ全量売払いするとなれば、物を1つ1つ廃棄物か判断していく必要があり、引き取り品保管時の判断が困難。
栃木県	<p>不用品の無料回収よりも買取り回収を行う事業者の数が多し。</p> <p>買取り回収であっても無料回収のチラシやのぼり旗等を用いて集客している場合があり、営業形態に合った内容の物を使用するよう指導している。</p> <p>収集運搬業許可の事業範囲に該当しない場合であっても、搬出先等を確認し、不法投棄の未然防止に努めている。</p>
千葉県	<p>直接、本市への苦情等では入っていないが、消費者センター等へは法外な金額を請求された等の情報はあつた。また、新聞販売所からこの様な不用品回収業者のチラシを新聞折込してよいのかと問合わせも受けている。この様な業者は広域的にチラシを配布しているが、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬の許可を有していることは皆無であり、推察するところ、一部の警察署で古物商の届出のみで業を行っているものと思われる。本市の許可業者から、家電や粗大ごみ等の処理を適正な処理ルート以外で処理していることを指導出来ないか等の要望もあり、適正処理を行っている許可業者への営業にも影響することから、広報を利用し、個別リサイクル法対象品や引越しに伴う粗大ごみ等は許可業者による適正処理を呼びかけたことがある。また、回収品の一部を不法投棄したり、野焼きを行つて警察に検挙される場合もあり、その業者の収集・運搬の許可の有無に対しての照会が年数件あつた。この様な業者は軽トラ1台で安易に違法行為を全国的に行っているが、廃棄物処理法だけでは解決は難しく、警察との連携を強化することが不可欠であると考えられる。</p>
東京都	<p>当課には、不用品回収業者の苦情等は直接入っていないが、消費者センターには、車のスピーカーから無料とうたいながら回収後、料金を請求された等の苦情があつたと聞く。トラック等の車で回収する業者について、住民より問い合わせがあつた場合、そのようなトラブルが発生している旨伝えている。</p> <p>店舗等で不用品回収を行っている事業者は、回収後の処理方法について聞き取り等を行なっている。</p>
新潟県	<p>年に数回、県外の複数業者が不用品回収を実施しており、その都度、県と協調して聞き取り調査等を行なっている。</p>

岐阜県	<p>周辺住民からの通報や巡回パトロールにより「無料回収業者」の情報が寄せられた場合には、周辺を含めた現場状況を把握し、廃掃法第4条「地方公共団体の責務」及び、第6条「一般廃棄物処理計画」に基づき、現場にて聞き取り調査を行い指導している。リサイクル目的の回収の場合は、古物商の許可の有無を確認し、商品の流通先を調べている。</p>
高知県	<p>不用品回収業者の悪質事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルショップ（古物商）を標榜する <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い取りと処分にかかる費用の明細を明らかにしないまま料金を請求する ・ 仕入れや売上に関する帳簿がない ○主目的は廃棄物処分費として現金を得ることである <ul style="list-style-type: none"> ・ 野積みしたものを放置したまま店舗を引き払う ○行政指導に応じない <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理業の無許可営業 ・ 保管基準を満たしていない（飛散、悪臭、害虫発生） ・ 指導中に鉄パイプで殴りかかろうとする ・ 背後に暴力団や支援団体がいるかのようにほめかす ○相手の弱みにつけこむ <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者のみの世帯で運搬手段がない場合 ・ 独居の後期高齢者が死亡し、県外在住の子（高齢者）が片づけをする場合 ・ 事業所が倒産したり、個人事業主が廃業したりする場合

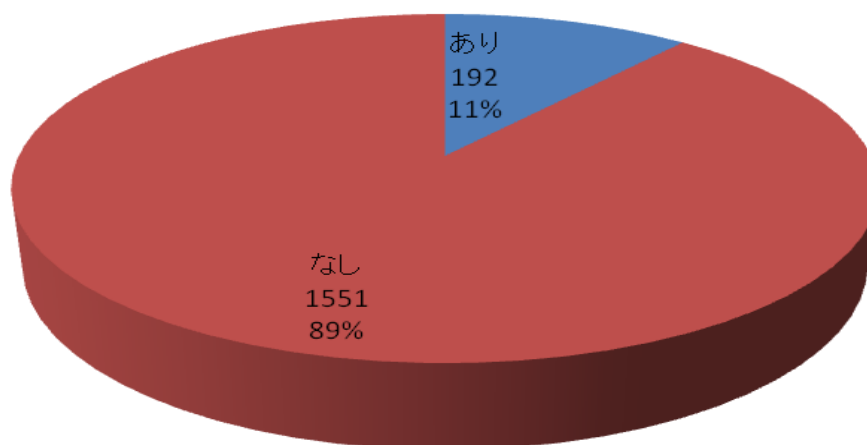
4. 再生利用指定制度の活用状況に関する調査

4.1 市町村長が認めた廃棄物の有無及び種類

再生利用指定制度を導入している市町村（以下、「導入市町村」という）は、回答があった1,743市町村のうち192市町村であり、導入市町村の割合は11%となっている。

「平成18年度 再生利用指定制度に係る事例調査」（以下、「前回調査」という）の時点では、導入市町村数は84市町村であったので、4年前より108市町村増加している。

図 4.1-1 導入市町村の有無



（有効回答数 1,743 市町村）

また、導入市町村の割合を都道府県単位でみた場合、最も高い割合を示した秋田県では、「大館市使用済小型電子・電気機器回収試験協力団体登録要綱」に19市町村が登録していることもあり、秋田県内は1村を除き全ての市町村が再生利用指定制度を導入している。

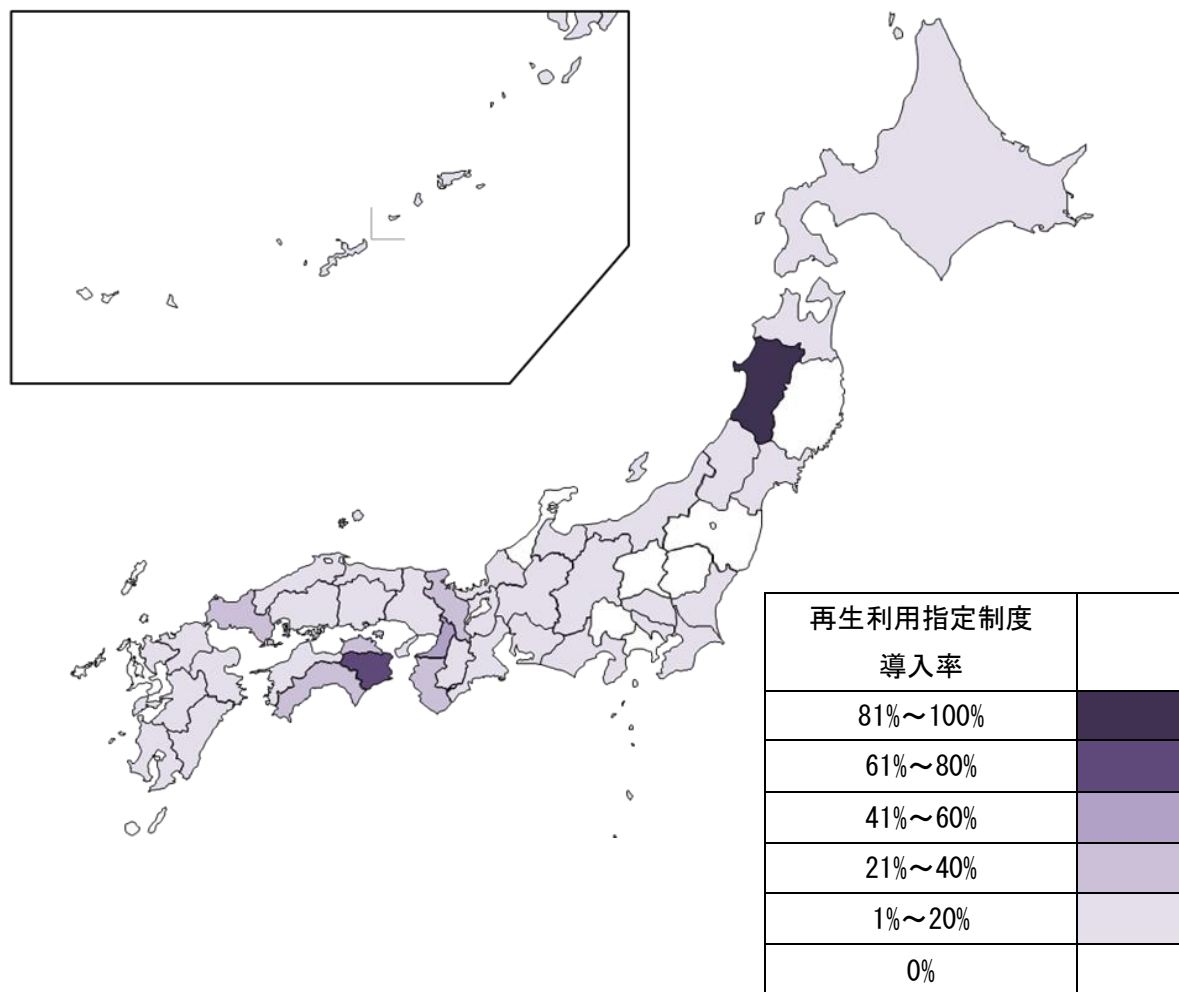
その他、徳島県が70.8%（前回調査58.3%で1位）、大阪府が53.5%（同34.9%で2位）となっており、前回調査と同様に高い導入割合を示している。

※岩手県・福島県・栃木県・群馬県・神奈川県・山梨県・石川県・長崎県では、導入している市町村は無い。

表 4.1-1 全国導入市町村数及び都道府県別導入市町村数（降順）

都道府県\項目	a. 導入市町村数	b. 全市町村数 (有効回答数)	制度導入率 (a/b×100)
秋田県	24	25	96.0%
徳島県	17	24	70.8%
大阪府	23	43	53.5%
山口県	6	19	31.6%
和歌山県	8	30	26.7%
京都府	6	25	24.0%
香川県	4	17	23.5%
高知県	7	32	21.9%
佐賀県	4	20	20.0%
大分県	3	17	17.6%
広島県	4	23	17.4%
三重県	5	29	17.2%
宮城県	6	35	17.1%
宮崎県	4	26	15.4%
岐阜県	5	42	11.9%
福井県	2	17	11.8%
兵庫県	4	41	9.8%
東京都	6	62	9.7%
島根県	2	21	9.5%
千葉県	5	54	9.3%
静岡県	3	35	8.6%
北海道	15	179	8.4%
岡山県	2	27	7.4%
富山県	1	15	6.7%
福岡県	4	60	6.7%
滋賀県	1	19	5.3%
鳥取県	1	19	5.3%
長野県	4	77	5.2%
奈良県	2	39	5.1%
愛媛県	1	20	5.0%
熊本県	2	42	4.8%
埼玉県	3	64	4.7%
茨城県	2	44	4.5%
新潟県	1	30	3.3%
山形県	1	35	2.9%
青森県	1	40	2.5%
沖縄県	1	41	2.4%
鹿児島県	1	43	2.3%
愛知県	1	57	1.8%

図 4.1-2 都道府県別 再生利用指定制度導入率分布図



(注1) 都道府県単位で色分けをしているため、一部資源ごみ持ち去り事案のない地域に色がついて
いる場合がある

廃棄物の種類

市町村長が再生利用指定制度の対象として認めた廃棄物（以下、「対象廃棄物」という）の種類
の多くは、前回調査と同様「厨芥類」の割合が多く、次いで「木くず」、「草木類」であった。

表 4.1-2 対象廃棄物種類別導入市町村数及び取扱割合

項目\種類	a. 当該廃棄物を 再生利用制度対象とした 市町村数	当該廃棄物取扱割合 (a÷192) × 100
厨芥類	61	31.8%
空きビン等	15	7.8%
空き缶	9	4.7%
古紙	24	12.5%
古繊維	16	8.3%
金属類	3	1.6%
ペットボトル	6	3.1%
特定家電	8	4.2%
小型電気機器	30	15.6%
廃プラスチック類	11	5.7%
魚腸骨	34	17.7%
廃食油	22	11.5%
木くず	53	27.6%
草木類	47	24.5%
汚泥	5	2.6%
不燃ごみ	3	1.6%
その他	6	3.1%

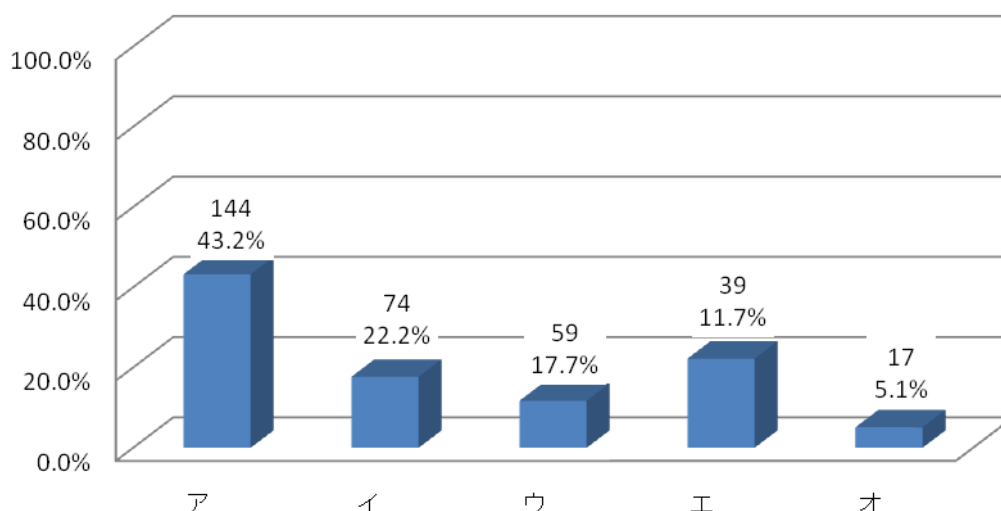
＊ その他の回答内訳

- 一般廃棄物（3件）
- 廃棄物処理法及び循環型社会形成推進基本法の例による
- 個別の種類は定めていない
- 可燃ゴミ、不燃ゴミ、有害ゴミ

4.2 経緯及び導入理由

再生利用指定制度を導入した経緯及び理由は、「再生利用率の向上を図るため」が最も多く、次いで「業者団体等から要望があったため」であった。なお、この結果は前回調査と同様である。

図 4.2-1 経緯及び導入理由



[N=333]

(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

《導入経緯及び理由についての回答選択肢（複数回答可）》

ア 再生利用率の向上を図るため

イ 市町村の収集・再生利用に要する費用負担を軽減するため

ウ 市町村では技術上取り扱えないものであるため

エ 業者団体等から要望があったため

オ その他

* その他の回答内訳

➤ 関係市町村との調整（3件）

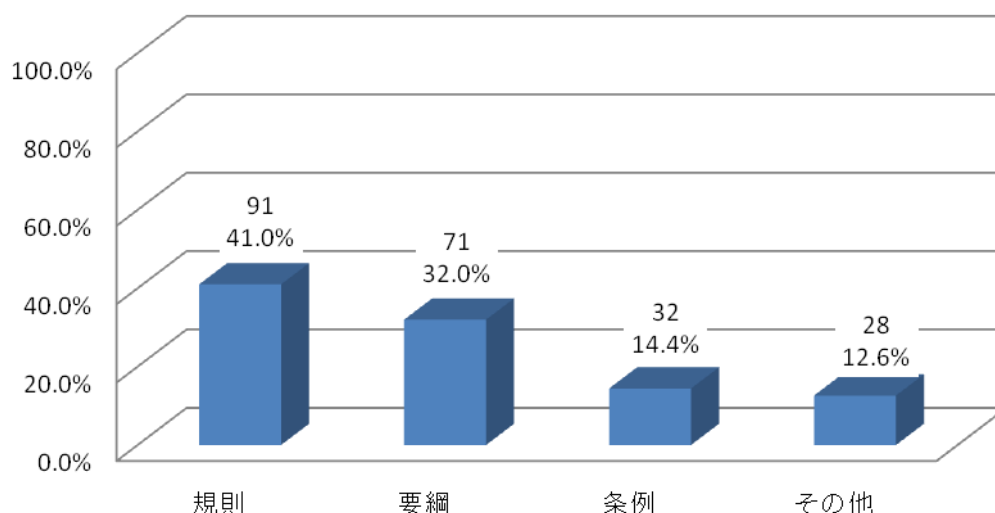
➤ 国の施策、処分量削減、市町村の施策、不明（各2件）

➤ 市町村合併による引き継ぎ、特別地方公共団体からの要望、生ごみ堆肥化事業支援、市民意識向上、町興し（各1件）

4.3 制度の規定方法

制度の規定方法については、「規則」が最も多く、次いで「要綱」であった。資源物の持ち去りに関する規制では9割以上の市町村が「条例」で定めているのに対し、再生利用指定制度の活用では約16%に留まっている。このことから、犯罪性のある持ち去りについては「条例」で厳しく規制し、再生利用指定制度の活用については「規則」や「要綱」で詳細な項目を定めて制度運用を図っている傾向にあると言える。

図 4.3-1 制度の規定方法



[N=222]

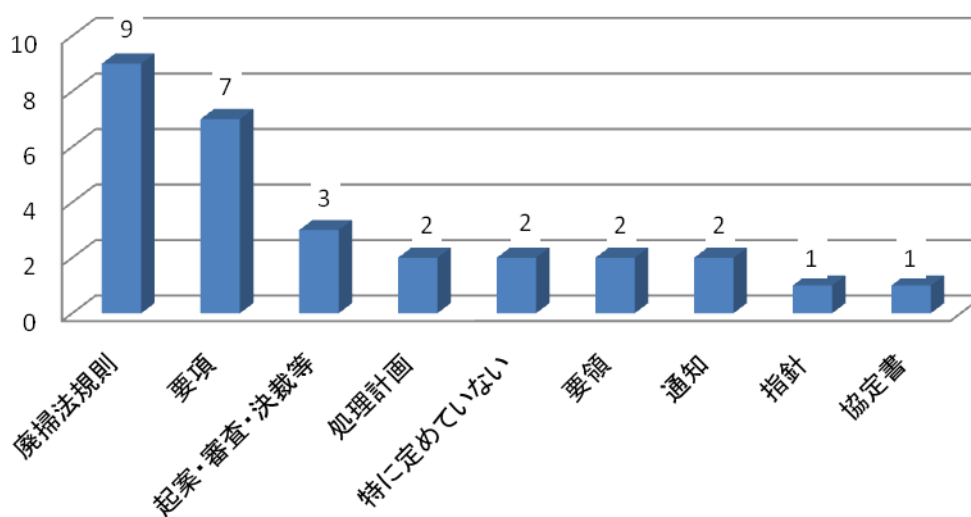
(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

その他の制度の規定方法

その他の制度の規定方法については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に準ずる」で、法律に準じて規定している市町村が最も多く、次いで「要綱」であった。

図 4.3-2 その他の制度の規定方法



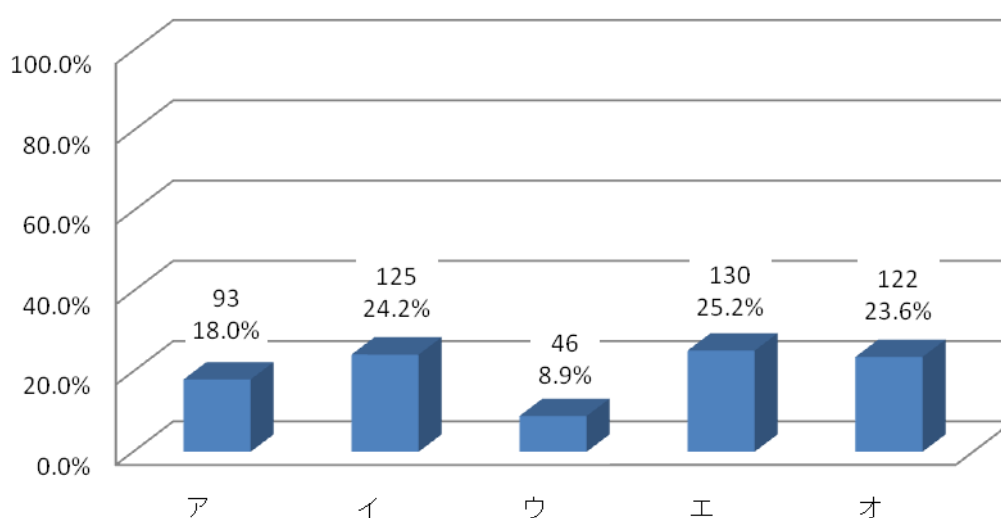
4.4 適正な処理の担保方法（条例・要綱等で設定している指定基準）

適正な処理が実施されるための担保として、各市町村が条例・要綱で設定している指定基準の内容は、次図（図 4.4-1～4）に示すとおりであり、前回調査同様、収集運搬及び処分のいずれも「生活環境保全上の支障が生じないこと」、「廃棄物処理法施行規則第 2 条の 2 各号に掲げる基準に適合していること」及び「廃棄物処理法施行規則第 2 条の 2 各号に掲げる基準に適合していること」を明記している市町村が多く存在している。

さらに処分について、前回調査では多くの市町村が「排出事業者から引き取られた対象廃棄物は、その大部分が再生の用に供されること」を明記していたのに対し、本調査では「再生の過程において生ずる廃棄物の処理を適正に遂行できること」の方が高い割合を示している。

(1) 収集運搬

図 4.4-1 事業者を指定している市町村に占める条例・要綱等の指定基準



[N=516]

(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答については計算から除外した

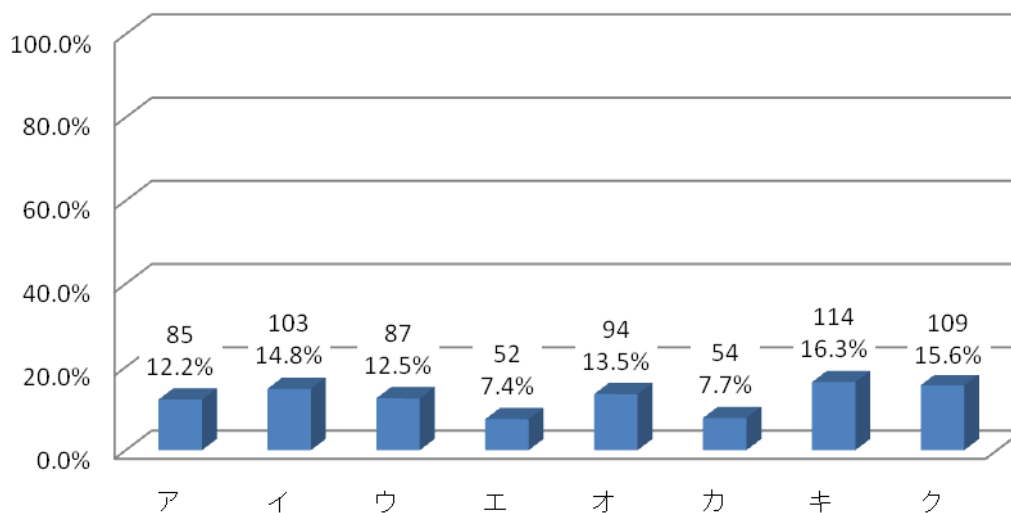
《適正な処理の担保（条例・要綱等の指定基準内容）についての回答選択肢（複数回答可）》

【収集運搬】

- ア 対象廃棄物の排出事業者からのみ運搬の委託を受けること
- イ 廃棄物処理法施行規則第 2 条の 2 各号に掲げる基準に適合していること
- ウ 排出事業者から対象廃棄物を収集運搬に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、収集運搬が営利を目的としないものであること
- エ 収集運搬において生活環境保全上の支障が生じないこと
- オ 指定を受ける者が廃棄物処理法第 7 条第 5 項イからヌまでのいずれにも該当しないこと

(2) 処分

図 4.4-2 事業者を指定している市町村に占める条例・要綱等の指定基準



[N=698]

(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答については計算から除外した

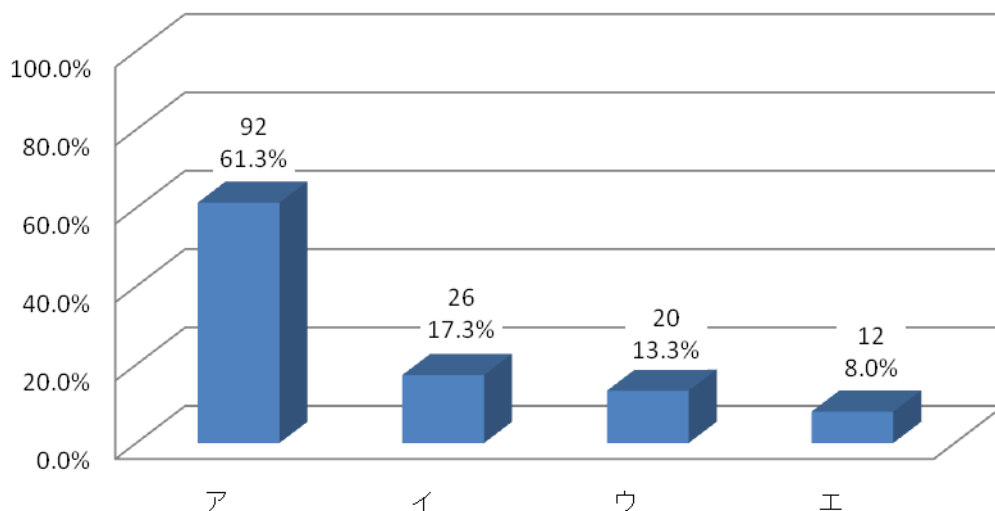
《適正な処理の担保（条例・要綱等の指定基準内容）についての回答選択肢（複数回答可）》

【処分】

- ア 対象廃棄物の排出事業者からのみ処分の委託を受けること
- イ 廃棄物処理法施行規則第 2 条の 4 各号に掲げる基準に適合していること
- ウ 排出事業者から引き取られた対象廃棄物はその大部分が再生の用に供されること
- エ 排出事業者から対象廃棄物を再生に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生が営利を目的としないものであること
- オ 再生の過程において生ずる廃棄物の処理を適正に遂行できること
- カ 排出事業者との間で対象廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつその取引関係に継続性があること
- キ 再生過程において生活環境保全上の支障が生じないこと
- ク 指定を受ける者が廃棄物処理法第 7 条第 5 項イからヌまでのいずれにも該当しないこと

(3) その他

図 4.4-3 事業者を指定している市町村に占める条例・要綱等の指定基準



[N=150]

(注1) 複数回答の件数の合計を100%とした

(注2) 無回答については計算から除外した

《適正な処理の担保（条例・要綱等の指定基準内容）についての回答選択肢（複数回答可）》

【その他】

ア 毎年1回以上報告書等の提出を義務付けていること

イ 運搬者や再生施設等に指定を受けたことを示す表示を義務付けていること

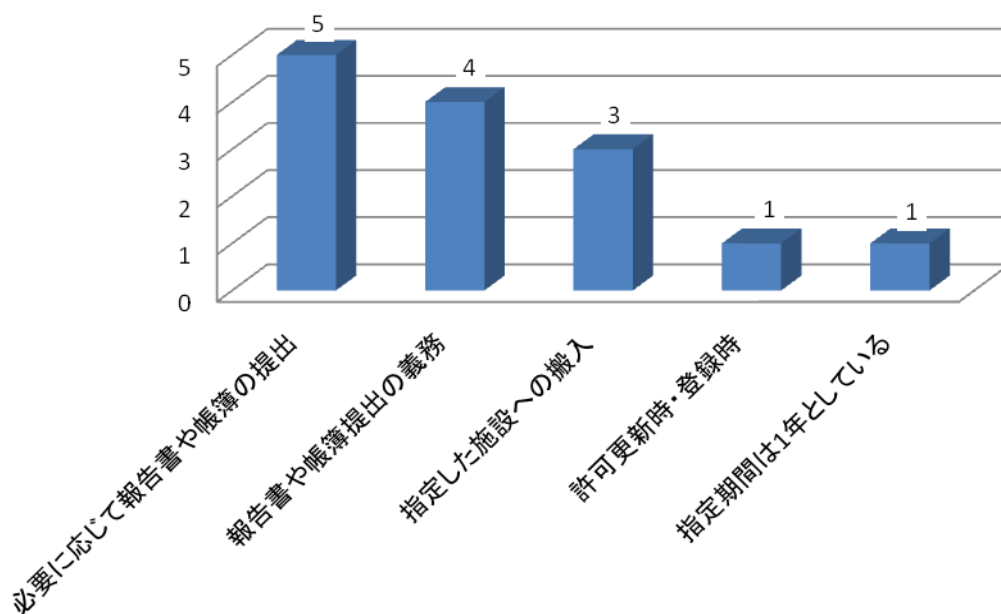
ウ 指定を受けたものは、廃棄物処理法第18条及び19条の規定が適用されていること

エ 上記以外の基準を定めている場合（自由回答）

上記以外の基準を定めている場合（自由回答）

上記以外の基準を定めている場合については、「必要に応じて報告書や帳簿の提出」を求めている場合が最も多く、次いで「報告書や帳簿の提出の義務」と「指定した施設への搬入」であった。

図 4.4-4 上記(3)での自由回答内容

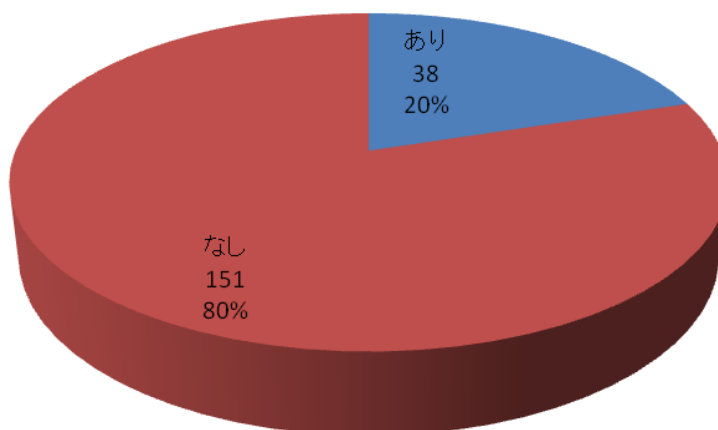


4.5 申請どおりに再生利用が行われているか確認する制度を設けているか否か

申請どおりに再生利用が行われているか確認する制度を設けているか否かについては、「あり」が41市町村、「なし」が164市町村であった。

制度を導入していても、確認の制度設計にまで至っている市町村は少ない状況である。

図 4.5-1 再生利用確認制度有無

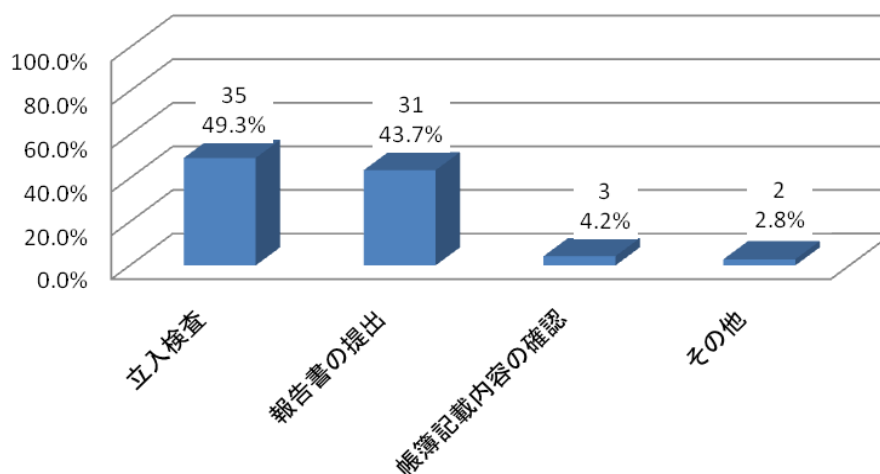


(有効回答数 205 市町村)

確認方法

再生利用確認方法については、「立入検査」が最も多く、次いで「報告書の提出」であった。

図 4.5-2 再生利用確認方法（複数回答可）



[N=71]

(注 1) 複数回答の件数の合計を 100%とした

(注 2) 無回答及び推定不能と回答したものについては計算から除外した

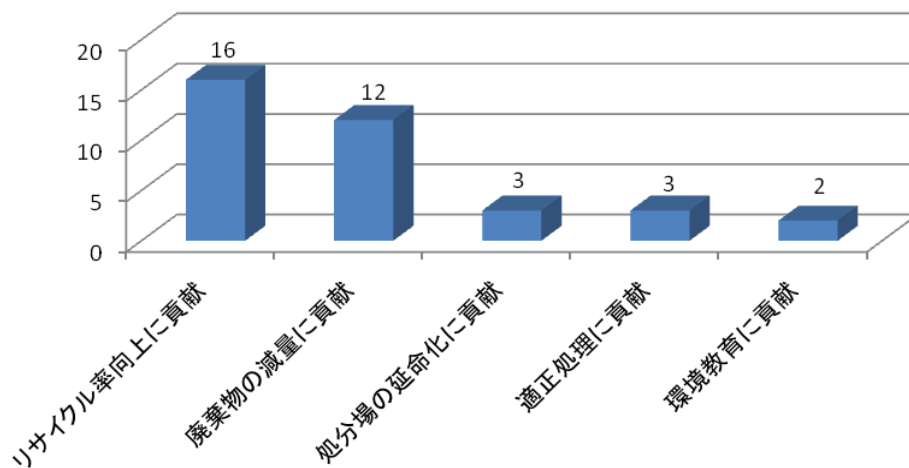
* その他の回答内訳

- 個別リサイクル法による確認（容リ協会ルートでの処理）
- 公害防止協定及び年 1 回の周辺住民の見学会の開催

4.6 制度を活用して成功した事例とその要因

再生利用指定制度を活用している市町村の多くは、「リサイクル率の向上に貢献している」や「廃棄物の減量に貢献している」と回答している。成功の要因については別項で詳細に記述するが、制度の活用により一定の効果があることを示している。

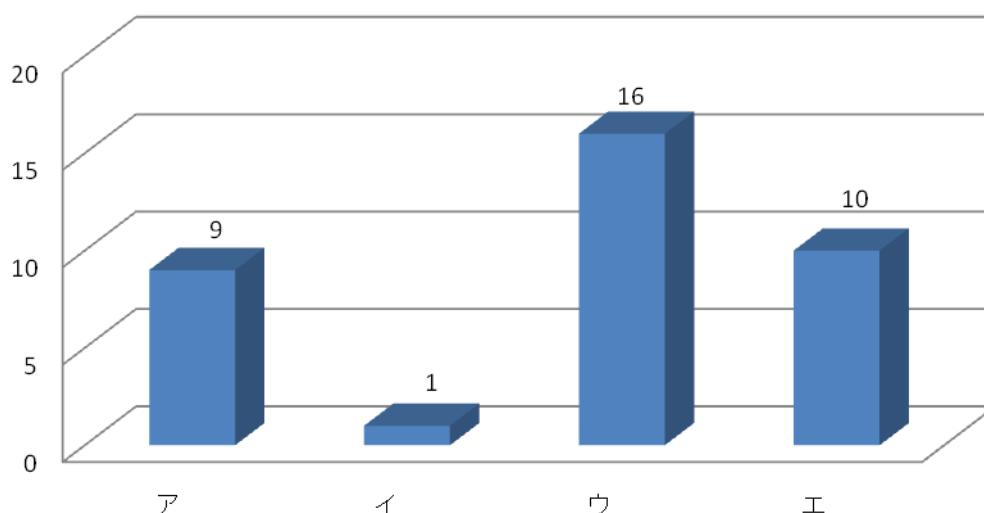
図 4.6-1 制度を活用して成功した事例（事例紹介は後述）



4.7 制度活用後の問題点や課題点

再生利用指定制度を活用後の問題点や課題点として、「リサイクル費用が高額となってしまっている」が多数を占めた。これについては成功事例を回答した市町村も同様の問題を抱えており、リサイクルをするよりも市町村の処理施設で焼却した方が安価であることが要因であると考えられる。「当初の計画どおり再生利用が促進されていない」と回答した市町村も、同様の要因で再生利用品が集まらずリサイクルが促進されていない問題を抱えている。

図 4.7-1 制度活用後の問題点や課題点



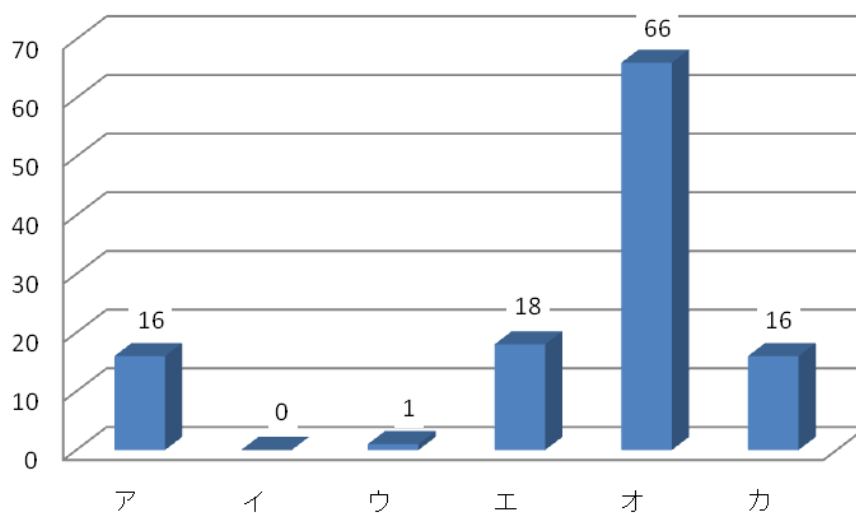
《制度活用後の問題点や課題点についての回答選択肢（複数回答可）》

- ア 当初の計画どおり再生利用が促進されていない
- イ 特定の事業者が事業を独占してしまっている
- ウ リサイクル費用が高額となってしまっている
- エ その他

4.8 制度活用の今後の方向性について

再生利用指定制度活用の今後の方向性について、「検討中」または「未定」と回答した市町村が多数を占めた。制度は導入しているものの、前項で触れた再生品の供給とリサイクル製品の需要のバランス、リサイクル費用と焼却処理費用のバランス等の課題もあり、「現状を維持する」という市町村が多かった。

図 4.8-1 制度活用の今後の方向



《制度活用の今後の方向性についての回答選択肢》

- ア 今後も制度の拡充を図る計画である
- イ 今後は制度の縮小を図る計画である
- ウ 今後は制度の手法の改善を図る計画である
- エ 検討中
- オ 未定
- カ その他

4.9 ヒアリング調査概要

ヒアリング調査対象市町村の抽出においては、再生利用指定制度を導入している 192 市町村のうち、適正かつ円滑に再生利用されていること（具体的に指定された再生利用例、再生利用指定の基準等を総合的に勘案して判断）、さらには廃棄物の偏重回避にも配慮し、ヒアリング対象として 14 市町及び 1 県（下図参照）を抽出した。



図 4.9-1 ヒアリング対象市町村位置図

表 4.9-1 再生利用指定制度に係るヒアリング調査結果概要一覧表

No.	市町村 (人口)	対象廃棄物の種類	調査結果概要（導入経緯、再生利用状況等）
1	松島町 (15,447)	①厨芥類 ②空きびん ③空き缶	松島町では再生利用指定に関して要綱等を制定していないが、平成21年12月に再生利用事業者から申請を受理して活用を開始した。指定事業者数は厨芥類を対象とした1事業者である。 現在、年間300t（月間25t）のホテル等から出ている食品廃棄物を再生している。 町内の観光ホテルのほとんどの厨芥類について焼却処分をしていたので、松島町では長年の課題であった、事業系の可燃物処理量の減量化やリサイクル率向上に貢献している。 処理方法は減容（微生物の分解により水蒸気を飛ばす）で、魚の骨等の分解出来ない残さはふるいにかけて取り除き、減容された食品廃棄物を肥料化している。定期的に立入検査を行い、再生利用状況や数量等の確認をしている。
2	磐田市 (166,943)	①厨芥類 ②木くず ③草木類	平成18年11月1日に、再生利用指定制度を活用してごみの減量を図ることを明文化した。 現在指定事業者が厨芥類を対象とした2事業者（処分業）、木くずを対象にした2事業者（処分業）である。厨芥類に関しては、食べ残しや消費期限の到来した厨芥類を飼育豚の餌に回すことにより、可燃ごみの排出量を減らしている。木くずと草木類については細かく粉砕し肥料化しており、これにより可燃ごみの排出量の削減に繋がっている。 制度として明文化していないが、再生利用量の報告を受けているとともに、年に1～2回程度の現地視察を行っている。
3	袋井市 (86,892)	①動植物性残さ、 厨芥類 ②木くず	平成21年4月1日より再生利用指定制度を導入した。現在指定事業者は動植物性残さと厨芥類を対象として1事業者（処分業）、木くずを対象として1事業者（処分業）である。一般家庭や事業所から発生した剪定枝等の一般廃棄物を焼却処分せずに、有機堆肥、培養土及びマルチング材として再生利用することにより、袋井市の焼却処分量の軽減につながっている。従来、焼却処分されていた食品残さや厨芥類等を新たに豚の飼料として利用することで、焼却処分量の軽減につながっている。 申請があった際には、県・市・保健所が現地視察を行っている。

No.	市町村 (人口)	対象廃棄物の種類	調査結果概要（導入経緯、再生利用状況等）
4	名張市 (82,739)	①木くず ②草木類	平成20年4月1日の条例改正により、資源循環型社会、ごみゼロ社会の構築に資することを目的として、再生利用指定制度を導入した。現在申請を受けている指定事業者は、草木類を対象として収集運搬業、処分業ともに2事業者である。6ヶ月ごとに実績報告書の提出を義務付けている。
5	舞鶴市 (89,520)	①魚腸骨	再生利用指定制度を導入することで、既存の許可業者の魚あら取扱量が減ることもあり、1事業者に指定を出している。既存の許可業者との調整が難しかったが、環境保全のための廃棄量減量推進や食品リサイクル法についても説明し、理解も得られたことで再生利用指定制度を導入した。
6	豊岡市 (89,094)	①古紙 ②古繊維 ③廃プラスチック類 ④魚腸骨 ⑤木くず ⑥草木類	現在、指定事業者は4事業者おり、最初に申請を受けたのは平成19年10月24日である。市では、造園業から発生する木くずを適正処理困難物としていたが、再生利用事業者により燃料用チップとして再資源化ができるようになった。要因としては、造園業から木くずが大量に出ることや、再生品の販路が確保可能となったことが考えられる。 一部品目については需要にムラがあり、当初の事業計画と取扱量に差が出てしまっている状態で、安定的な供給がなされていない。 確認制度としては、年に1回報告書の提出を求めている。
7	神石高原町 (10,991)	①草木類	平成20年4月1日の条例改正より、再生利用指定制度を導入した。 町内に大規模牧場があり、現在はその牧場を営む1事業者から再生利用指定業の申請を受けている。国、県道維持管理に伴う草刈業務から出る刈草の処分について、従来は請負業者自らの処分による不適正処理が見受けられたため、再生利用指定制度によって堆肥として再生利用をすることにより、廃棄物の有効利用、処理の適正化を図ることとした。報告書提出によって再生利用状況の確認をしている。
8	下関市 (285,742)	①魚腸骨	平成17年9月1日に事業者より申請を受け、再生利用指定制度による指定を行った。 現在、収集運搬業が4事業者、処分業が3事業者である（うち2事業者は収集運搬業と処分業を兼ねている）。 特に県の施策である有機性廃棄物リサイクル市場形成事業「Food&Green リサイクル」（以下、「FGR」という）の一環として、再生利用指定制度を推進している。中では魚腸骨の指定事業者は、月間約80tを飼料化・肥料化している。確認制度としては、現地調査および資源化量等の報告を求めている。

No.	市町村 (人口)	対象廃棄物の種類	調査結果概要（導入経緯、再生利用状況等）
9	下松市 (56,197)	①厨芥類	平成21年12月9日に事業者より申請を受け、再生利用指定制度による指定を行った。 今のところ要綱等は制定しておらず、再生利用指定制度に則り個別に対応している。申請を受けているのは収集運搬業と食品系廃棄物の1次乾燥処理の処分業を兼ねている1事業者である。 山口県が積極的に進めているFGRであったため、処理ルートの確認等が容易であった。また、市としても小中学校の給食で発生する厨芥類をこれまでの焼却処理を止め、この方法で再利用することとした。 課題としては、厨芥類を焼却処理するのに比べ、分別の手間と再生にかかる費用が高額となっていることが挙げられる。今後は再生品のブランド化を行うなど、事業者のリサイクルへの参加のメリットを考えていかなければならないと考えているが、県主導の事業なので市で解決策を考えているわけではない。
10	柳井市 (35,400)	①厨芥類 ②木くず	平成19年8月1日に事業者より申請を受け、再生利用指定制度による指定を行った。 現在は木くず、草木類の指定事業者の取引先が1社か2社しかないため、規模がそれほど大きいというわけではないが、FGRに賛同して焼却処分していた生ごみを軽減するために導入した。 平成23年4月より、FGRにおける食品系廃棄物の1次乾燥処理のため、市内の事業者が減容乾燥機を購入して再生利用指定制度の申請を受ける予定である。 確認制度としては、年に1回実績報告書の提出を求めている。
11	上板町 (12,990)	①古紙 ②古繊維 ③金属類 ④廃食油 ⑤木くず ⑥草木類 ⑦使用済み蛍光管	平成13年7月2日から再生利用指定制度を導入した。 国土交通省から、河川維持管理工事から出る刈草を、焼却ではなく再生資源として利用するようにと事業者へ指導があり、当該町としても再生利用指定制度を導入することとなった。 現在、指定事業者は収集運搬業のみが4事業者、収集運搬業と処分業を兼ねている事業者が10事業者ある。 確認制度としては、申請の際に現地確認をし、年1回報告書の提出を求めている。
12	いの町 (26,463)	①古紙 ②廃プラスチック類 ③魚腸骨 ④木くず ⑤草木類	平成19年4月1日に、従来の許可に代わる制度として町で協議して再生利用指定制度を導入した。 現在、継続して申請を受けているのは2事業者で、ともに収集運搬業と処分業を兼ねている。

No.	市町村 (人口)	対象廃棄物の種類	調査結果概要（導入経緯、再生利用状況等）
13	唐津市 (130, 882)	①廃食油 ②木くず ③草木類	平成 17 年 9 月 1 日の規則施行と同時期に再生利用指定制度を導入した。 現在指定事業者は廃食油を対象として 1 事業者（収集運搬業と処分業）、木くずと草木類を対象として 2 事業者（収集運搬業と処分業）である。 唐津市としては、既存の許可業者がいるため、これ以上一般廃棄物の許可が出せない状況の中、既存の許可業者以外の事業者から要望があったため、再生利用指定制度を導入することとなった。 従来、市の一般廃棄物処理場で処分していたものが再資源化されることによって、ごみ減量化及び最終処分場の延命化に繋がった。 また廃食油に関しては、指定事業者によって再生品化された BDF（バイオディーゼル燃料）を公用車に利用するなど、官民一体のリサイクルを実施している。 確認制度としては、月に 1 回実績報告書の提出を求めている。
14	高山市 (94, 055)	①廃プラスチック類 ②木くず ③草木類	平成 18 年度に行った「再生利用制度に係る事例調査業務」（以下、「前回調査」という）のフォローアップ調査を行った。現在も継続して再生利用指定制度を運用し、資源の有効活用及び焼却ごみの減量化におおいに貢献している。 <前回調査報告書より> 高山市では、一般廃棄物の再生利用の費用負担軽減のために再生利用指定制度を導入した。特に、森林地域であり林業が盛んであった地域特性に応じて、「剪定枝、河川流木、刈草、竹、木竹製家具類、その他木竹製廃材」を対象にして、指定事業者 2 社に対し指定（処分業）を行っている。 当該制度そのものは導入後 5 年以上経過しているが、高山市では今後も現状維持していく方針である。指定後の確認制度については明文化されていないが、年 1 回以上の実績報告を求めている。
15	山口県 (1, 449, 810)		山口県内の市町村では、No 9～No 11 のように、県の施策である FGR に賛同し、再生利用指定制度の活用を開始した事例が多くあったため、本調査対象地として山口県を選定した。

4.10 詳細紹介事例について

ヒアリング調査を行った14市町及び1県から、詳細に紹介する事例として、以下の視点から抽出を行った。

- ① 全国市町村に対し一般的な事例として参考となり、具体的な成功事例を挙げていること（全国的に発生する対象廃棄物についての配慮を含む。）。
- ② 再生利用指定制度をもって再生利用目的の事業を行なう民間事業者を指定した後も、市町村が直接的あるいは間接的に状況確認をし、当該事業者において申請どおり再生利用が行われているか管理していること。
- ③ 再生利用指定制度の導入経緯あるいは今後の運用方針が、市町村の一般廃棄物の再生利用を促進させるための積極的姿勢に基づくものであること。

1. 紹介事例の特徴

袋井市の事例の特徴は以下のとおりである。

- ① 一般家庭または事業所から発生した剪定枝等の一般廃棄物を、焼却処分せずに有機堆肥、培養土及びマルチング材として再生利用することで、市によるごみの焼却処分量の軽減につながっている。
- ② 袋井市では平成21年から春夏秋の期間に、中遠クリーンセンターにコンテナを設置して、センターに持ち込まれる木くず等の再生利用を指定事業者と協力しながら行い、廃棄物の減量を図っている。

2. 導入の経緯

平成17年に木くずの再生利用を行っていた事業者（後の指定事業者）が破砕機を導入したところ、県より産業廃棄物処理施設に該当するため、許可を取得するように指導を受けた。そこで事業者と県、市、弁護士による協議を重ねたところ、再生利用指定制度を適用することにした。

さらに一般廃棄物についても運搬しているため、市に対して一般廃棄物収集運搬業の許可を申請したところ、市から再生利用指定制度の活用を薦められ、平成20年度より収集運搬、処分ともに申請を行い受理された。

3. 再生利用指定制度の実施概要

袋井市では、再生利用指定制度の運用に関して実施要領等を定めていない状況であるが、当該指定事業者の実績等を考慮し、指定を行うに至った。

(1) 指定後の確認制度

指定事業者に元々許可を出しているため、再生利用指定制度に基づいた審査は行っていない。但し申請があった際には、県・市・保健所が現地視察を行っている。

(2) 指定の更新

一般廃棄物の許可更新と同様に2年に1回行っている。

(3) リスク対策

過去に違反があったことはないが、もし違反等があった場合は指定の取り消し、許可の取り消しを行う。

(4) 再生利用指定制度利用促進のための事業者への働きかけの有無（広報活動等）

袋井市独自に実施要綱や判断基準を設けていないので、積極的に広報活動はしていないが、木くずの処理等の問い合わせがあった場合、指定事業者を紹介することで、市としてもごみの減量を図るため、指定事業者による再生利用促進を薦めている。

4. 再生利用指定制度の活用状況

(1) 廃棄物の種類及び指定事業者数

袋井市の再生利用指定制度において指定されている廃棄物の種類及び指定事業者数は、以下のとおりである。

項目\種類	動植物性残さ、厨芥類	生木、草、茶の木、竹、根
収 集 運 搬	0 事業者	0 事業者
処 分	1 事業者	1 事業者

(2) 指定事業者の再生利用事業の概要

① 再生利用指定事業の概要

生木等の処分を行っている指定事業者の事業内容は、以下のとおりである。

ア) 街路、公園、学校等公共施設または事業所及び一般家庭より発生した剪定枝葉、生木、雑草等を材料として、良質な有機堆肥、培養土及びマルチング材等に再生し、農協や園芸農家等に販売している。

② 再生利用事業の概要

a) 排出者と再生品利用者

公共の道路維持管理等から排出される剪定枝等を堆肥用原料、植栽用混合土、マルチング材として再生し、農協や園芸農家、造園業者等へ販売される。

b) 再生品化システム

再生品化システムのフローは、以下に示すとおりである。

マルチング材については園芸、茶、果樹等の生産農家に売却し、茶畑、果樹園等の雑草・乾燥対策に利用されている。植栽用混合土は自社植栽工事に使用している。堆肥用原料については堆肥製造会社等に売却している。

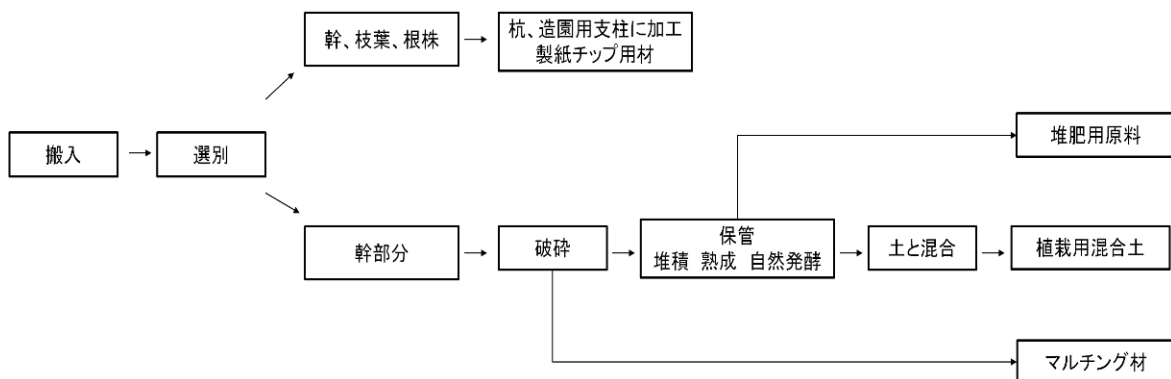


表-1 再生品化システムのフロー図



熟成状況



堆肥を利用した苗のポット栽培



保管状況



間伐材から製作した杭

c) 経営状況

袋井市の受入価格が 13 円/kg (1 回の持ち込み量が 100kg を超えた場合) であるのに対し、指定事業者は 10 円/kg であり、行政処分場で焼却するよりも再生利用の方が安価なため、リサイクルが推進しやすい。

再生品の販売単価は、生木チップが堆肥原料・マルチング材として 300 円/m³、植栽土は 3,150 円/m³、幹はストーブ用の薪として 15,000 円～20,000 円/m³、支柱 (杭) が 450 円～650 円/m³となっている。

現在は新築の住宅に需要が増えており、採算はとれているとのこと。

5. 事業者としての成果

製品化する過程で出る木質残さは 100%再生利用し、確かな再生品品質を維持することにより、全国的に流通ルートが拡大している。一方で木くず由来の製品の需要が増えているため、供給と需要のバランスで苦慮することもあるが、現在の再生利用事業から広がった事業展開も視野に入れている。

当該指定事業者としては、袋井市での制度利用成功事例を元に近隣市町村へ積極的に利活用を進めていきたいと考えている。

6. 今後の展開

市としては当面は現状維持をしつつ、引き続き再生利用事業の促進を行う方針である。

1. 紹介事例の特徴

磐田市の事例の特徴は以下のとおりである。

- ① 磐田市は「平成 22 年度一般廃棄物の処理実施計画（磐田市告示第 131 号）」の“3 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項”において、“剪定枝や草、リサイクル可能な古布類は、焼却処理ではなく資源化していく。”と明文化しており、平成 23 年も引き続き焼却処分するごみの減量を図る方針である。
- ② 市の施策であるイベント、出前講座、講習会、見学等の環境教育について、指定事業者も積極的に協力しており、官民連携で再生利用を促進している。
- ③ 現状、指定事業者の協力もあり、磐田市の焼却量は年々に減少傾向にある。

2. 導入の経緯

平成 18 年 11 月 1 日に、磐田市が再生利用指定制度を活用してごみの減量を図ることを明文化し、従前から一般廃棄物処分業の許可を得て再生利用事業を行っていた木くず等の指定事業者に対して、一般廃棄物処理業から再生利用指定事業へ移行するようとのアナウンスがあり運用が開始された。また、木くずの指定に続き、厨芥類の指定は平成 20 年に開始された。

3. 再生利用指定制度の実施概要

磐田市では、再生利用指定制度の運用に関する事項については、「磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」（以下、「磐田市適正処理規則」という）において規定している。

(1) 指定基準

磐田市適正処理規則には、指定を行う場合の基準を定めた直接的な条項はないが、申請の手続きについては、第 12 条に「廃棄物再生利用業者の指定申請」として、以下のとおり定められている。この申請書（再生利用方法、販路、成分分析結果等）に基づいて、事前審査を行っている。

(廃棄物再生利用業者の指定申請)

第 12 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)第 2 条第 2 号又は省令第 2 条の 3 第 2 号の規定による指定(以下「再生利用業者の指定」という。)を受けようとする者は、廃棄物再生利用業者指定申請書(様式第 8 号)に、次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 住民票の写し(法人の場合は、定款及び商業登記簿の登記事項証明書)
- (3) 役員名簿
- (4) 営業所その他の事業の用に供する施設の案内図及び配置図
- (5) 再生活用に供する施設の構造を明らかにする平面図及び構造図(再生輸送の場合にあっては、車両一覧、登録書類の写し及び写真)
- (6) 再生活用の事業の用に供する施設に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し並びに申請者がその土地の所有権を有しない場合にあっては、その土地を使用する権原を有することを証する書類
- (7) 業務経歴を記載した書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(2) 指定後の確認制度

制度として明文化していないが、再生利用量の報告を受けているとともに、年に1～2回程度、現地視察を行っている。

(3) 指定の更新

許可更新と同様に2年に1回行っている。

(4) リスク対策

もし違反等があった場合は指定の取り消し、許可の取り消しを行う。トラブルがあった場合には速やかに報告及び報告書を提出するよう指導している。

(5) 再生利用指定制度利用促進のための事業者への働きかけの有無（広報活動等）

磐田市としては木くずの処理等の問い合わせがあった場合、制度を紹介することで、市としてもごみの減量を進めるために後押しをしている。

4. 再生利用指定制度の活用状況

(1) 廃棄物の種類及び指定事業者数

磐田市の再生利用指定制度において指定されている廃棄物の種類及び指定事業者数は、以下のとおりである。

項目\種類	厨芥類	剪定枝葉、生木等
収集運搬	2事業者	2事業者
処分	2事業者	2事業者

(2) 指定事業者の再生利用事業の概要

① 再生利用指定事業の概要

剪定枝葉等の処分を行っている指定事業者の事業内容は、以下のとおりである。

- ア) 破碎処理後、無臭発酵方式により良質な有機堆肥を製造して各客先へ販売する。
- イ) 再生した堆肥を活用した CSR のコンサルティング事業。

② 再生利用事業の概要

a) 排出者と再生品利用者

排出者は一般家庭及び事業者で、緑化整備や剪定作業等の公共事業から排出された剪定枝葉、刈草も扱う。堆肥は主に農協での販売を中心に自社にて取引先に販売、マルチング材は公共事業で利用される等、広く様々である。

b) 堆肥化システム

80 t/日（8時間）の能力を有する施設において、現状の取扱量としては106t/月を製品化している。堆肥は8ヵ月～10ヵ月間熟成させ、品質管理のために定期的に成分分析を行っている。堆肥は指定事業者独自の技術によりほぼ無臭である。

100%地元産の枝葉、樹皮を使用するといった“地産地消”の一役も担っており、堆肥の品質は取引先の事業者や市・県から高い評価が得られており、その結果として静岡県リサイクル製品として認定を受けている。

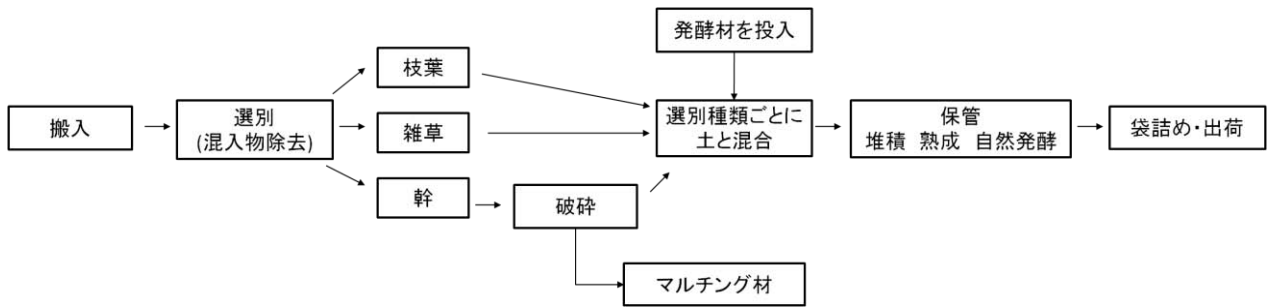


表-1 堆肥化システムフロー図

お客様へお願い

当社にて処理不可能と判断したものは、お引取り出来ませんので御協力お願い致します。

受入可能品・・・樹木・枝葉・竹・樹木根
草木・ワラ・樹皮など

受入不可能品・・・建廃・杭・コンパネ・古看板・燃えた樹木など

御不明な点は係員にお尋ね下さい。

搬入口にある注意喚起の看板



受入剪定枝葉



ふるい機



堆肥の切り返し（1次処理）



熟成状況



堆肥（袋入製品）

c) 発生残さ等の取り扱い方法

当該事業者としては、受入段階から確実に自社で再生出来る廃棄物しか受入ないことを前提としているが、搬入量の1～2%は異物が混入しているため、自社で「クリーンBOX」と称したコンテナを設置して適正に処分をしている。

d) 経営状況

受入価格よりも商品の販売価格を 1.5 倍とし、販路も確保出来ているため、採算はとれているとのこと。「クリーン BOX」に入る異物以外は全て出荷に回っている。

現在、磐田市では処理費用を 105 円/10kg (100kg 未満は半額) であるのに対し、指定事業者は 10 円 (雑草、竹、ツル) ~15 円 (枝葉) /kg のため、15 円の場合は行政処分場で焼却するよりも若干高価になっている。。しかし、平成 23 年 5 月より市の処理費用が 150 円 /10kg になる予定であり、今後は指定事業者による再生利用が益々促進されるとみられている。

5. 事業者としての成果

「食の安全・安心」を求める社会の追い風もあり、当該指定事業者の堆肥は非常に売れ行きも良く定評がある。また、県内の大学と連携した土壌実験等にも取り組み、自社ブランドの確立、周知を図り、堆肥メーカーとして事業展開している。

今後は、食品残さの再生利用事業も検討しており、総合的な再生利用事業者として市の期待に応えられるよう、地域に貢献していきたいとのことである。

6. 今後の展開

磐田市としては現状維持をしつつ、今後再生利用指定制度の申請があった場合は磐田市適正処理規則に基づき、ごみの減量に繋がる事業であれば検討していきたいとのことである。